

《解題》

BIBLIOGRAPH of the Study on 「Morphological, Anatomical and Statistical Analyses on the Four Ancient Mesopotamian Law Codes Including The Hammurabi Law Codes」 :

——（解題）ハンムラビ法典を含む4つの古代メソポタミア法典の形態的、解剖学的、統計学的解析の研究——

Kenji KAMIDE

## 1. 研究の動機

### 1.1 古代、先史メソポタミア文明に対する私の7つの疑問

私（上出健二）は長年‘西洋経済史’の研究と講義を大学経済学部（と教育学部）と大学院において担当して來た。講義を年々重ねるにつれて科目名はそのまま‘西洋経済史’であったが、講義の内容を幅広く変容させて、現代社会につながる原点は何か？古代文明と‘先史’（表現は適切ではないが）文明とのつながり及び‘先史’文明の発生の要因についても言及する様になった。

自然科学者でもある私は以前から先史・古代に対して以下の様な幾つ



Hammurabi 想像画<sup>註</sup>

註：本誌の文献8のp120（plate 9.1）より着想を得た著者の想像画であることをお断りしておく

かの素朴で基本的な疑問を抱いて来た。その疑問（PQ）を列挙すると、（問題の提起）：

PQ 1 石器時代（古代メソポタミアも一部含まれる）においては社会的、技術的に有意義な進歩は無く、その時代を通じて粗末なまま留まっていたのか？

石器時代と現代の社会・技術との間に関連はないか？

PQ 2 ヒトが狩猟・採集経済より農耕・牧畜経済へ移転した原因（動機づけ）はなにか？

再生産経済への転移の利点と欠点は？

PQ 3 何故メソポタミア（特にシュメール）において最古の文明が興ったのか？

その後、エジプト、インド、中国でも古典文明の栄えた原因は何か？

PQ 4 古代文明社会は本当に奴隸制先史社会だったのか？（誰が古代文明を作った？）。

PQ 5 いわゆるギリシャ・ローマ文明は本当に古代メソポタミア・エジプト文明からは何（者）も受容・学習しなかったのか？（更に言うと、クレタ文明は本当にヨーロッパ文明の原点なのか？）

PQ 6 古代オリエント社会は現代社会とは異質なものか？

PQ 7 古代の科学・技術は呪術的なものにすぎず、ギリシャにおいて科学が初めて生まれたのか？

である。しかるに、既刊の西洋経済史や経済史の専門書はこれ等の点に全く触れないか、根拠も示さずに従来の‘ヨーロッパ的’偏見？(bias)（後述）を引用している。（本論文9 Part 0 参照）。

## 1.2 先史社会と技術の歴史についての2つの先駆的研究としての参考論文1と参考論文2

上述のいくつかの疑問（PQ）に対する解を求める試み（予備的、もしくは先駆的研究）を行った結果を参考論文1<sup>1</sup>と参考論文2<sup>2</sup>としてまとめた。

参考論文1<sup>1</sup>は大学工学部同窓会における総会の特別講演「現代社会と技術の原点をたずねて—先史・古代文明社会の実像にせまる」の要旨である。当然ながら聴衆は技術者や工学研究者が圧倒的多数であった。

この講演では、集学的な実証研究によって集積された科学知見を重視して、これらを基礎として先史・古代社会とその技術像を再構築し、これらが現代社会と技術にとって重要な原点であることを示した。この種の総合的アプローチは今までに取り上げてこなかったが重要な問題と私見する。

参考論文2<sup>2</sup>は「現代社会と技術の原点としての『先史・古代文明社会の実像』にせまる」という題目の学術論文である。これは熊本大学（教育学部の卒論生と院生）および奈良産業大学（経済学部の3、4年生と卒研生）における講義録と卒研生と院生のゼミ資料を基礎としている。

この論文でも小さな、しかし信頼度の高いと思われる小事実を積み重ね（ここまで、参考論文1と同じ）、さらにいくつかの根源的1次資料を系統的に解析すること（ただし、資料の選択や解析法は未だ未熟である）によって問題点（前述）の全体像を明確にする1つの試みである。

上記の2つの参考論文<sup>1,2</sup>（先駆研究）の内容（タイトル）を表1にまとめて示す

表1 参考論文（先駆研究）の内容

参考論文1	参考論文2
1.1 古代西洋史についてのいくつかの疑問	2.1 はしがき：古代メソポタミアはヨーロッパ人によってどの様に評価されていた？ [PQ5と6.7（日本高校教科書、欧州共通教科書、アメリカ大学における経済史テキスト）]
1.2 ヒトの進化と化石時代（PQ1）	2.2 ヒトの進化と化石時代（PQ1）[ヒトの進化；技術進歩]
1.3 農耕と牧畜（PQ2） (地球温暖化：乾燥化、栽培化の条件)	2.3 農耕・牧畜のはじまり（PQ2） [狩猟・採集経済→農耕・牧畜経済への転換；メソポタミアにおける遺跡群]
1.4 原初農業の伝搬・移転と技術進化の誘因（人口増、天水農業適地の不足）	2.4 原初農業の伝搬・移転と技術進化の誘因 [乾地天水農業の拡散と行きづまり：灌漑農業への転移]
1.5 シュメール文明へ：世界最古の文明の誕生「大規模灌漑農業、生産性、負の効果（塩化、生産余剰→高度文明）	2.5 シュメール（メソポタミア文明）へ [大規模灌漑農業の発達：農業技術、生産性、負の効果（塩化）、大きな生産余剰とその結果としての高度専門職業（技術・管理）の発生]
1.6 シュメール文明の本質（PQ3,4） (制度としての奴隸制、軍隊組織・訓練・交易；貨幣；金利；契約；裁判（家庭生活）；法の觀念と成文法典；裁判と人権)	2.6 シュメール文明の本質（PQ3,4） [法の概念と成文法典：司法制度；製造物責任と医療過誤：被災者・不運な小売業者の救済] 古代文明社会は法治国家なのか？：家庭・個人の権利 [一般市民の私有財産権、相続と譲渡、女性の法的地位、社会的弱者の救済、公的賠償]
1.9 古代オリエント文明の科学と技術（PQ7） (科学と技術の本質：天文学：数学：医学：測量；技術と地図；暦；冶金、織維)	2.7 文字と教育 [文字の出現、学校]
2.11 結論（この話のまとめ）	2.8 ギリシャ、ローマへの古代オリエント文明の影響（PQ5）
	2.9 現代社会に生きる古代文明（PQ6）
	2.10 古代オリエント文明の科学と技術（PQ7） [科学と技術の本質：天文学：数学：医学：測量技術と地図：暦：エジプトと太陰太陽暦：冶金；科学産業：織維]
	2.11 結論

参考論文1と2によって1.1の疑問はどの程度解明されたかをまとめる  
と以下の表2の様になる。(◎：完全に解明、○：ほぼ解明)

表2 参考論文によって解明された事柄

PQNo.	参考論文1	参考論文2	註（得られた知見）
1	◎	◎	石器時代にも大きな技術上の進歩があった
2	○	○	地球の温暖化と乾燥化
3	○	○	栽培に適した植物（麦）の自然天水農業より 灌漑農業への脱出（採集→栽培へ）た
4	○	○	奴隸社会ではない 生産人口は圧倒的に自由農民
5	◎	◎	ギリシャ・ローマ文明の精華と言われるピタゴラスの定理は何百年も以前にメソポタミアにおいて見出され、広く活用。多くのメソポタミアの科学がギリシャ・ローマへ移転
6	○	○	古代の科学・技術も合理的なもので、近代と 全く同質であり異質なものではない
7	○	○	古代の科学・技術は呪術と全く関係ない（日食、 月蝕の正確な予知も可能）

結局、PQ1, PQ5 および PQ6, PQ7 は参考論文 1,2 に示す証拠によって解決された。やや詳細な補足説明を参考論文 1,2 より引用する。

#### PQ1：石器時代（石器時代は原始時代か？）

例えば、石器時代（250万年～1万年前）における技術進歩を整理すると、

- (a) 汎用型（多目的型）→特殊型（用途別）へ
- (b) 大型→小型へ
- (c) 重量品→軽量品へ
- (d) 一体物→部品組み立て式（異素材の組み合わせ→部品の共通化）
- (e) 完成品（中間製品）の共通化（工程の途中から用途別へ）
- (f) 仕上げ（粗→密へ）
- (g) 道具を作るための道具（石器）の開発

となる（参考論文1（II）、参考論文2）

石器製造技術の進歩の結果、生産性も100倍（表1）向上した（詳細は本文）。一方、従来の説では石器時代は次の様に説明されている。「人類の誕生は仮に60万年前としても、実に59万年間は旧石器時代の蒙昧な時期で、わずか1万年の間に急激に人類文化は進歩し・・・それは長生夢死の生活を重ねてきた人類が・・・」

（杉 勇：岩波歴史1古代1、p 6 (1969)<sup>3)</sup>。

これが歴史学者の一般的な見解であるが明らかに誤りである。正しくは“石器時代は原始時代ではなく石を素材とし、その素材の限界内で最も高度に発展した社会である”と理解すべきである<sup>12</sup>。

（参考論文1<sup>1</sup>（II）、参考論文2<sup>2</sup>（表1、表2）参照。

なお、1964年に富村伝（大阪市立大学出身）は「原始時代後期の文化は獲得経済の枠内で、最高度に発達した文化である」と述べた（ただし、それ以上の議論や証拠は例示していないが）。

この様にPQ1は参考論文によって完全に否定された。

#### PQ4：シュメール文明の本質（法の概念と成文法典）：

4つの法典（Ur-Nammu, Lipit, Ishtar, Eshnunna, および Hammurabi Law Code）間の相互関係；社会階層（階層分化の歴史（検討不十分））；奴隸（検討不十分）；司法制度、裁判、証言、証人、証拠；結果責任（製造物責任と医療過誤）；家庭と個人の権利、私有財産権（所有権）、相続と譲渡；女性の法的地位（社会的弱者救済）；通貨、物価（公定価格）、利子、賃金についても言及した。<sup>12</sup>

#### PQ6：現代社会に生きる古代文明；現代と古代：

連続性を示す証拠（22の項目のみ列挙）。参考論文2<sup>2</sup>（VIII）。

### PQ7：古代オリエント文明の科学と技術；（科学と技術の本質）

科学とは自然観察（または、実験）して得た結果から共通する性質を見出し、更にこれ等を合理的思考によって抽象化して理論（科学的理論）を作る。この理論に基づく予測が正しいかどうかを実際に（自然観察または実験）によって検証する。このサイクルを必要な回数繰り返す。このようにして研究対象に対する「科学」が作られる。一方、技術は先程の共通性質の集積（know-how）である。（図1参照）<sup>2</sup>。

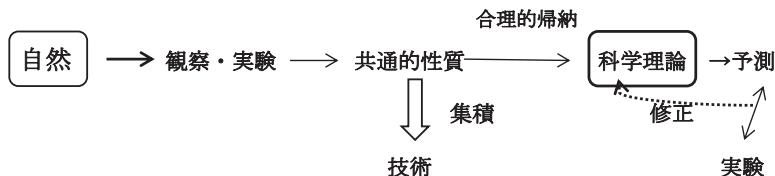


図1 科学と技術の本質

科学も技術も共に再現性を持ち、積み重ねの出来る知的体系である。単なる抽象的思弁は本当の科学ではない。天文学の分野で例を上げると、一年の長さの決定、閏年の発見など当時の天文学はまさに、現代の天文学の祖先である。一年の長さ（日数）や、閏年の存在は長年（千年以上）に亘る星座の運行観測の毎日の記録とそれに基づく正確な計算によって決定された（神の偶然の気紛れなどでは全くない）。日食、月食の正確な予知も可能であった。これ等も呪術などは全く無関係である。（PQ7）

数学も古代メソポタミアでは九九、分数、平方根、立方根、円周率などに加えて高度な数学理論が発達した。

古代メソポタミアの‘科学’は「実用の学問」（に過ぎない）という日本の世界史教科書や「古代オリエントには科学は存在しない」とするヨーロッパの主張がある。一方、ピタゴラス Pythagoras の定理は「ヨーロッ

パ科学の代表的精華の一つである」と現在でも主張されている。しかし、  
実はピタゴラスの生きた500年以前から「この定理」はメソポタミア  
で広く知られていた具体的な証拠がいくつもある。(参考文献1(IX(3)  
参照)。

この様にPQ7は参考論文1,2において完全に否定された。

'Pythagoras'の定理が現代社会に定着し、受容されている事実は皮肉な  
ことに、そのままPQ6を支持する証拠である。

また、修正を許さない(神聖な)理論は単なるドグマ(神のお告げと  
同質)に過ぎない点に留意すべきである。完全で非の打ちどころのない  
(perfect and no flaw)科学的理論は正にanti-scientificである<sup>45</sup>。

参考論文1および2において以下の様に結論した。

- (1) 社会や技術の歴史は地球環境の変化に対するプラスまたはマイナスの適応の結果である。
- (2) 社会と技術は先史、古代からずっと連続的に変化・発展してきた。
- (3) 古代文明の発生の原点は主要産業(農業)の生んだ大きな持続的余剰であり、大規模灌漑による高生産性農業がこの条件を満足した。
- (4) 農業に好適でもない地域において乾地天水農業が誕生発生した。その後、人口増加の圧力により結果的に(3)の条件を満足する地域(シュメール)に移動した。
- (5) 「先史・古代を遅れた社会と見做すのは無知そのものである(付言、参照)」。先史・古代の知恵の多くが現代社会の基本システムとして生きている。
- (6) 先史・古代の科学と技術は「現代科学」と本質的に何の違いも

ない。逆に「古代の科学」のあまたの精華が「現代」に生きている（途中の挫折が有ったにしろ）。

(7) 科学の誕生の動機は当たり前ながら、実用上の必要性である。

参考論文 1 では紙数の制限上、文献、図、表を一切使用していない。なお参考文献 2 は、広い分野にまたがる研究者の査読を受けている。

参考論文 2 でも新しい視点の重要性（例、比較法制史的検討）を指摘した段階に留まつて、原資料の選択の厳密さは未検討のままで、対象をやや厳密さに欠ける方法で解析している。研究対象がやや広すぎるため焦点が十分に絞られていないことは自明である。他者の説の引用の仕方も含めて客観的証拠（fact-finding）の提示も十分とは言えない。結局、上記の参考論文 1, 2 は「本研究」に至る準備的なものであるが、これ等の研究無しには「本研究」は達成できなかった。

本研究は参考論文 2 より狭い分野（法制）に限定して研究の質（厳密さ、正確さと信頼性）を向上、発展させたものである。

## 2. 古代メソポタミア法典についての今までの研究

永年 Hammurabi はじめ Ur-Nammu、Lipit-Ishtar, および Eshnunna などの先行法典についての研究資料（特に Hammurabi 法典についての）は多数見当たるから、この分野の研究はすでに終わっているような印象を受ける。詳しく過去の文献を検証すると（本研究 Part 0 を参照<sup>3</sup>）、極めて少数の条文についての表面的解説のみが多く、例外は D.R.Driver と J.C.Miles の共著である。（1952 年（第 1 卷）、1955 年（第 2 卷））。これ等も非常に書誌学的なものである。なお、Kramer は古代メソポタミアの古典資料についての先駆的研究をおこなった<sup>45</sup>。その後、T.H.Roth (1977 年)<sup>3</sup>、O.Iijima (飯嶋紀)<sup>6</sup> (2002 年)、と M.Van De Mieroop (2004

年)<sup>8</sup>も読解可能な全条文(Hammurabi 法典)の翻訳(飯嶋以外は英語訳)に成功している。しかしながら、今までの研究では決して英文(または、日本文)の訳文以上の突っ込んだ解析は行われていない(後述)。

結局、世界の多くの人達は Hammurabi の名前だけを知っているに過ぎず、その内容は「目には目を」という条文だけから H 法典は残酷で野蛮な法律であると誤解しているように見える。今迄の研究だからこの結論(H 冷酷で野蛮な法典に過ぎない)を出すのは大きな疑問が残る。

### 3. 本研究の目的

前述の Part 0<sup>3</sup>の結果をふまえると、本研究の目的は以下のようにまとめられる。

- 3.1. 古代メソポタミアの前述の4つの法典(Ur-Nammu、Lipit-Ishtar, Eshnunna と Hammurabi 法典)の読解可能な全条文を根源資料(data base)とする。その資料を解析(科学的な analysis)することによって当時(上記法典の制定、発布、有効に機能をした当時)のメソポタミアの法体系を明らかにする。ここでは解析(analysis)は条文の単なる翻訳(translation)や解説(解釈)(interpretation)ではない。
- 3.2. 上記の法典の解析を通じて、当時の社会の地域、時代の相違性も考慮しての実像にせまる。
  - 3.2.1. 当時の社会の発達(例えば、社会の階層、職業の多様化)は法体系にどのような影響を与えたか?
  - 3.2.2. 特に、成文法は社会のいかなる発達段階において成立したのか?
  - 3.2.3. これ等の成文法は一般人にとって無縁であって、支配階級(例えあるとしても)の独占物であったのか?
- 3.2.4. 上述の法典は一体だれ(どの社会の階層)を相手に発布された

のか？

- 3.2.5. 発布者（支配者）の力を誇示して人民は発布者の命令に従うことと要求しているか？それとも逆の立場なのか？すなわち、自分（発布者）は如何に一般大衆を幸せにしている（役立っている）かを、例示したものか？ 現代の政治家（たとえ強権国の首長でも）を想像させるものか？
- 3.3. 上記の4つの法典の相互関係を調べ、比較法制史的視点から Hammurabi 法典と他の3つの先行法典との関係性を明らかにする。
  - 3.3.1. Hammurabi 法典は先行法典を単によせ集めたものか？
  - 3.3.2. Hammurabi 法典はそれ以前の社会慣習を法典化したものか？
  - 3.3.3. Hammurabi 法典は以前の法典とは大きく異なるものか？
- 3.4. 4つの法典がカバーする category は？
  - 3.4.1. カバーする category は時代と共に変化した？
  - 3.4.2. Hammurabi 法典は極めて広い category をカバーしているか？
- 3.5. 古代メソポタミア法体系と現代の法体系とのつながりの存在の有無とその種類を明確にする。

#### 4. 本研究の方法論

- 4.1. 根源資料として Hammurabi (H) 法典およびそれより古いすべての法典 (Ur-Nammu (UN)、Lipit-Ishtar (LI)、および Eshnunna (E) の3法典) を採用する。
- 4.2. 素性の明らかな（例えば、Louvre（ルーブル）美術館所蔵の stela に刻まれた Hammurabi 法典）の読み解可能な cuneiform で書かれた script (ideogram (表意式) cuneiform script) を写真コピーする。この (photographed ideogram cuneiform) を phonogram cuneiform (表音式 cuneiform) に変換 (transliteration) する。次

いで、これを Sumer 語 (Ur-Nammu と Lipit-Ishtar 法典) または Akkad 語 (Eshnunna と Hammurabi 法典) の条文に書き直す。

- 4.3. 上記の Sumer 語または Akkad 語の条文の一字一句を逐語的に翻訳する。勿論英文に翻訳することも可能である。

LIE と H の日本文については既に飯嶋の優れた業績がある<sup>6</sup>。また UN の日本文については小林の仕事がある<sup>7</sup>。これ等を本研究の出発資料 (data base) とした。条文の英文化は本研究で行った。英文化訳 (飯嶋ベース、上出) の信頼性は一部の条文について英文化された Van de Mieroop の仕事<sup>8</sup> (これは小林の仕事の数年後に発表された) と比較することによって確認した (上出)<sup>9</sup>。

- 4.4. これらの日本文の条文をその後の系統的で科学的な解析、例えば形態学的 (大きさ - - - 条文数等)、解剖学的 (内部構造)、かつ統計学的 (出現頻度など) 解析に利用した。信頼性の高い根源資料をきちんとした科学的手段で徹底的に解析すれば、真実が見えるであろうというのが科学者である私の発想の原点である。

図 2 に根源資料の処理のプロセスを示す

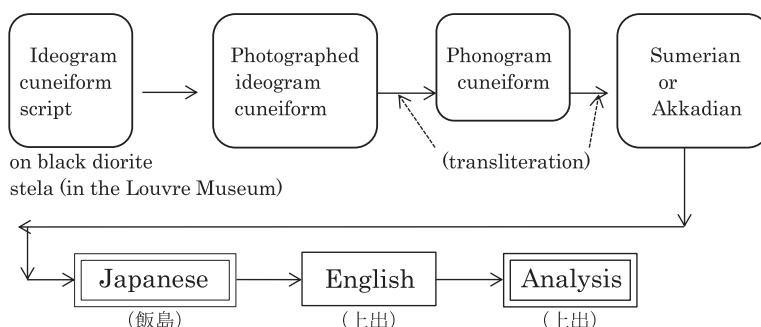


図 2 根源資料の処理手続き

- 4.5. 本研究によって得られた知見 (Fact findings, 以降 FF と略記) は、必ず「客観的証拠に基づく」ものに限定する。また「証拠に基づく議論」を重視する。
- 4.6. 得られた法令の解析結果を当時の社会的知見と対比させる。

## 5. この研究で得られた結果とその考察

### 5.1 研究成果；論文リスト

得られた研究結果を論文集 Part0 ~ PartX としてまとめた。

題目 Four Ancient Mesopotamian Law Codes Including The Hammurabi Law Codes ; Morphological, Anatomical and Statistical Analysis

Part 0 : Introductory Remarks ; 社会科学雑誌、第 18 卷 p49-86,  
2017、9 月.<sup>9</sup>

Part I : Survey of Size, Contents, and Transfer ; 社会科学雑誌、第 11 卷 p113-145, 2014 年 12 月.<sup>10</sup>

Part II : Social Class and Development of Professions ; 社会科学雑誌、  
第 12 卷 p107-148, 2015 年 6 月.<sup>11</sup>

Part III : Legal Litigation, Penal Law Code, and Civil Law Code ; 社  
会科学雑誌、第 13 卷 p215-293, 2015 年 12 月.<sup>12</sup>

Part IV : The Written Contents and The Commercial Laws ; 社会科  
学雑誌、第 14 卷 p251-302, 2016 年 6 月.<sup>13</sup>

Part V : Analysis on the Fundamental Data Base of Prehistoric  
Mesopotamian Sites ; 社会科学雑誌、第 16 卷 p97-159, 2016  
年 12 月.<sup>14</sup>

Part VI : Agricultural Law, and Law of reraliation ; 社会科学雑誌、

第 17 卷 p119-195, 2017 年 3 月.<sup>15</sup>

Part VII : Overall Summarization of the Study: Solved and Unsolved Problems ; 社会科学雑誌、第 19 卷 p37-95, 2018 年 9 月.<sup>16</sup>

Part VIII : Japanese Collection of Fact-Findings in the Previous Studies ; 社会科学雑誌、第 21 卷 p1-46, 2019 年 3 月.<sup>17</sup>

(研究ノート) (Part0 ~ Part VIII) の研究前史 : この一連の研究に至る道とその結果のあらまし : 社会科学雑誌、第 21 卷 p47-69, 2019 年 3 月.<sup>18</sup>

Part IX : Japanese collection of the conclusions ; 社会科学雑誌、第 22 卷 p21-49, 2020 年 3 月.<sup>19</sup>

Part X : Alphabetical list ; 社会科学雑誌、第 23 卷 p81-108, 2021 年 3 月.<sup>20</sup>

## 5.2 本研究において見出された事実 Fact – Findingz (F – F)

### 5.2.1 (Part 0) ①:序論（過去の研究と問題点）

古代メソポタミアに関する 47 冊の専門書や一般書の内容を検討した (Table0-1a, Table0-1b)

F-F (0-1) : 完全に翻訳された条文の数 (Number of fully-translated articles)

原著内で完訳されている法令の条文数 nt のトップ 3 は nt = 269 (Rath), 249 (Drive – Miles) と 248 (飯島) であった。平均 nt は上述の 3 つの文献を除くと平均 4 にすぎない (Table0-3a、Table0-3b)。

F-F (0-2) : 社会階層 (Social class)

現在でも awilum と mushkenum の地位は未だ完全には確定されていない (**Table0-4**)。1992 年頃から awilum に関する解釈は大きく変化したように見える (**Table0-4**)。

#### F-F (0-3) : 3 冊の本 (**Three books**)

Hammurabi-law (ハンムラビ法典) の詳細な解析に適した文献資料として下述のトップ 3 冊の本を選定した (**Table0-6**)。Roth (文献 No.30)、Diver and Miles (文献 no. 3)、及び飯島 (文献 no. 9) (**Chart I -3**)。

#### F-F (0-4) : カテゴリー (**Categories**)

従来の文献における方法論的問題は、狭いカテゴリーの範囲、十分な証拠の欠如、心理的偏見、非定量的議論、極めて僅かの表、図 (全文献を通して、たったの 3 表) である (**0-1.7.1**)。

#### F-F (0-5) : 方法論の問題 (**Methodological problem**)

本研究の方法論の原理(科学的解析)が詳細に示された (**0-3**) (**Chart VII -2**)。

過去の文献では法典の大きさと他の法令への転移については全く論じられていない。単に当該条文の題目だけか、せいぜい極く短い説明が文献中に与えられているのみである (**Table0-6**)。

#### F-F (0-6) : 未解決の問題点 (**Unsolved target**)

以下の未解決問題が示された:社会階層、法令相互の関連性、人権、法的援助 (**0-1.7.2**)。

#### F-F (0-7) : 古代メソポタミア社会に対する日本、ヨーロッパ、米国の評価 (**Evaluation of ancient Mesopotamia society**)

マイナスの評価; (岸本、黒田、Van De Mieroop)

プラスの評価; (Bottero, Roux, Kriwaczek)

### 5.2.2 (Part I)<sup>2</sup> 法典の大きさ、内容と移転

Chapter I (Part I)において確定した最も信頼性の高い4つの法典 (Ur-Nammu (**UN**) , Lipit-Ishtar (**LI**) , Eshnunna (**E**) , および Hammurabi (**H**) の data-base の部分を形態学的 (大きさなど)、解剖学的 (機能など) および統計学的に解析した。

#### F-F (I -1) : H 法典の全条文数 (**Total number of articles in the H law**)

H 法典の全条文数は 282 である。このうち H66-H99 の 34 カ条は省略したので (ルーブル美術館所蔵の H 法典では欠損)、残り  $282 - 34 = 248$  条が読解可能で、その後の解析に用いられた。248 個の読解可能な条文の内、102 個の条文はすべて次の文 ‘summa awilum, . . .’ で始まる。更に他の 54 個の条文は awilum に関係しているので、 $102 + 54 = 156$  個の条文は awilum に直接関係するものである。(従って、 $156/248 = 62.9\%$  は awilum に直接関係する (**Table I -5 と I -5 (4)**)。

#### F-F (I -2) : 4 つの法典の大きさ (サイズ) (**Size of the four laws codes**)

全条文の数で表された H 法典のサイズは、他の 3 つの先行法典の 8.8 倍 (**UN** に対して)、1.55 倍 (**LI** に対して)、4.2 倍 (**E** に対して) である。先行 3 法典の全条文数の算術和は H 法典の全条文のたった 42% ( $103/248$ ) であり、H 法典のサイズは先行 3 法典の算術和より圧倒的に大きい。従つて H 法典は先行 2 法典の単純算術和ではない。

### F-F (I -3) : awilum の比率 (Portion of awilum)

上記の 4 法典中での awilum に直接関係する条文の比率は 47%～70% の範囲であり、法典間に有意な差は見いだせない。従ってこれ等の法典の主要対象は awilum であるのは疑いない。すなわち、H-law の対象は一般人であり、awilum に関する条文が法律の主要部分を占めている (**II -3-2-2**)。

### F-F (I -4) : カテゴリー化 (Categorization)

4 法典をカテゴリー化した結果は **Table I - 5**～**Table I - 6** (続き 5) にまとめた。

### F-F (I -5) : 現代的法概念 (Modern legal ideas)

現代の法概念 legal idea は明らかに、カテゴリー 2 (人権) を例外として、ハンムラビ法から生じている。

### F-F (I -6) : H 法への transfer (移転) (Transfer to the H code)

先行 3 法典の条文の約 30～50% は H 法典へ移転した。  
(**Table I -12**)。移転した条文は H 法典の全条文のほんの 13% (= 32/248) を占めるに過ぎない (**Table I -13**)。先行 3 法典の H 法典への影響の程度は極めて限定的である (**Table I -13**)。

### F-F (I -7) : 相関性 (Correlationship)

Ur-Nammu 法と Lipit-Ishtar 法との間および Lipit – Ishtar 法と Eshnunna との間に有意義な相関性は認められない (**Fig. I -1**)。

### F-F (I -8) : 接続 (つながり) (Connection)

ある小さな接続 (主として身体障害に対する罰に原因) が Ur-Nammu 法と Eshnunna 法の間に認められた。

### F-F (I -9) : ドナーとアクセプター (Donner and acceptor)

転移において、ドナー中の一つの現条文はしばしば2～3またはそれ以上の条文をアクセプターの法典内に生ずる；2つの例（E17（結婚の部分）とE54（牛による死））；3つの例（UN49）；6つの例（E42（傷害—歯、骨））。

#### F-F (I -10) : 3先行法典 (Three preceding codes)

上述の3先行法典はほとんど孤立していて独立に形成され、それぞれ独りでハンムラビ法典に移転された。（Table I -12、Fig. 1）。

#### 5.2.3 (Part II)<sup>3</sup> 社会階層と職業の分化・発達

社会階層と職業の分化について4つの法典を解析した。

#### F-F (II -1) : 社会階層 (Social class)

古代メソポタミアでは、王を含めて、法的地位を異にする2～3個の社会階層が存在した（Table II - 1）。

(註1) : シュメール語で書かれているUN法とLI法では王に対するどんな言語(lugal、例えばŠar)も見出せない。E法では2つの条文(E48とE58)がŠar(Šarru, lugal)という言葉を含む。H法では7つの条文がŠar(Sarrum)を含む(H26、H27、H28、H33、H36、H51、H129 (Table I -2))。上記でのEとH法では4つの社会階層が見出される(Šarru, awilum, mushkenumとwardu)。

#### F-F (II -2) : 王 (King)

王はその権威を神によって委任されている者で、王は至高の裁決権を持ち(E58,E56)、または赦免する特権を持つ。(H129)。

(ノート) : ハンムラビは彼の法典の序文 (prologue) の中で、「人々を幸福にするため、神 (Enlil) (**Table II - 3**) を満足させる為に神は私を任命した」と述べている。

#### F-F (II -3) : 他の3つの階層 (**Other three classes**)

王以外の3つの階層は、今後、便宜的に、awilum、mushkenumとwarudamと表記する。EとH法典で見いだされた第2の階層（王以外の階層としては2番目）はUNとLI法では見いだされない。この階層はE法ではmushkenum、H法ではmusenkakと表現された。

#### F-F (II -4) : awilum の職業 (**Awilum's job**)

awilum の職業は、UN法とLI法の法条文のうち、「takumbi lu、…」で始まる条文、とE法、H法の法条文のうち、「Summa awilum、…」で始まる条文を解析することによって合理的に評価できる (**Table II -5 ~ II -6**)。

#### F-F (II -5) : 職業の範囲 (1) (**Coverage**)

awilum の職業は当時の古 Babylonian 期の社会の職業のほとんど全範囲に及ぶ様に見える。(**Table II -5 ~ II -6**)。

#### F-F (II -6) : 職業の範囲 (2) (**Coverage**)

awilum は低層および中層の民衆を含む。(**UR III** 期まで)。

awilum = 貴族 (**II -3**) (Kraus と岸本の説)

awilum = エリート市民 (**II -5**) (中田の説)

はいずれも完全に否定された。

貴族だけに適用される特別の条文は4法典中には存在しない。

awilum は低層から中間層とエリート市民をも含む（古 Babylonian 期）一般民衆 (**F-F II -9** を見よ)。

#### F-F (II -7) : 職業の範囲 (3) (**Coverage**)

UN 法と LI 法では上層 awilum に関する条文は見出せない。  
(Table II -13)。

F-F (II -8) : Mulla poena sine legé (法治国家)

ハンムラビの王国（殆ど全メソポタミア） はこの意味で最初の mulla poena sine legé (法治国家) である。

F-F (II -9) : awilum 層の均質性の変化 (Change in homogeneity of awilum)

この時期 (Old Babylonian dynasty I) に、ほぼ、均質な社会から高度に不均質な社会への転換が起こった (II -3.3.3, Table II -6, Table II -7)。

Awilum は ‘市民’、‘自由人’ であり上層エリートより、貧乏人にまで及び、社会の主要階級である (Eq. II -7)。

F-F (II -10) : awilum の法的地位 (Legal status of awilum)

どんな awilum も、彼の職業、財産、社会的地位に拘らず 完全に同じ法的地位 (権利) を保有する (This journal, 12, p120 (2015))。

どの awilum も他の awilum を告訴する権利がある (告訴権) (法廷における原告) (H1 ~ H14)。告訴すれば告訴したる原告は大きな責任を負う。

F-F (II -11) : ムスケヌム (Muskenum)

UN 法と LI 法では muskenum に関する条文は見出さない (前出)。シュメール社会では特殊な地位を持つ社会階層としての muskenum は存在しなかった。

F-F (II -12) : muskenum の法的地位 (Legal status of muskenum)

(A) awilum と同等 :

A1 ; 財産 (固定資産の権利) (所有権) (畠、家への侵入禁止) (E12、E13)、動産と奴隸 (H219)

A2 ; 家と家族、差し押さえ、監禁の禁止 (**E24**)

(B) muskenum が優位 (muskenum に対する法的保護)。

B1 ; 加害者による offence に対し (**E12、E13、E24、H12、H13、H15**)

B2 ; 横領 (**E50、H 8**)

B3 ; 医療の費用 (**H222**)

(C) awilum よりも不利

C1 ; 傷害 (**H196、H197、H198、H200、H201、H203**)

C2 ; 医療過誤 (**H201、H211、H212**)

C3 ; 補償 (**Table II -8**)

**F-F (II -13)** : muskenum と waradu (奴隸) の有意な差異 (**Significant disparity between muskenum and waradu**)

1. muskenum が彼自身の waradu (奴隸) 所有できる (**E50、H172、H176、H219**)

2. もし muskenum が奴隸を殺しても殺人ではない。  
もし、奴隸の死に対し、ある責任があるならば死んだ奴隸と同価格の奴隸またはお金を賠償する。

**F-F (II -14) : Lex talionis (II -3.5.1)**

加害者と被害者がともに awilum の場合 lex talionis が厳格に適用された (see, **Table II -8**)。例外事例 (**Table II -8**)。

#### 5.2.4 (Part III)<sup>4</sup> : 法的手続き、刑法と民法

訴訟法、刑法および民法について UN, LI, E および H 法を解析した。この際、written law の成立の歴史についても考察し、written law の発生、成長の条件を議論した (**III -3.1**)。

F-F (III -1) : トーケン (Tokens)

トーケンとその進化物 (cuneiform script) は主として農業において実際的に必要なため形成された (Fig. III -1)。

F-F (III -2) : 成文法 (Written law)

Written law の発生は、その前提条件として書式の改良簡素化と日常生活における writing の普及がある (III -3.1; Step (1) ~ Step (7) , Fig. III -1, I ~ VIII)。

F-F (III -3) : 神官 (priest)

Hammurabi 法では神官 (priest) は法廷では重要な役割を果たさなかった (許されなかった) (III -4.3.2 参照) . Priest に相当するアッカド語は法典では見いだせない (Table III -5 参照)。

F-F (III -4) : 訴訟の手続き (Legal processing)

: 3つの先行法典 (UN, LI, E) では訴訟手続きに関する条文は見当らない。

F-F (III -5) : 法廷の種類 (Variety of courts)

ランク (Status) を異にする数種類の法廷が存在した (III -4.3.3.B) , (III -5.3.)。

市民集会は法廷の機能を持った (王の委託の場合)。

集会のメンバーは一種の疑似弁護士の役割を果たした。判決は出席者の同意の下にされた (III -4.3.3.B)。

F-F (III -6) : 9つの術語 (Nine terms)

H 法典において訴訟に関する 9 つの術語が見出される (Table III -7)。

① suit (訴訟) (daiānu)、② judge (裁判官) (dadnu)、③ plai (原告) (muunnin)、④ testimony (証明) (uktiin)、⑤ evidence (証拠) (sibi)、⑥ deed (捺印証書) (rikisu)、

(7) witness (現場証人) (kattūm)、(8) clay plate (粘土板) (dub) (即ち、document) (公文書)、(9) fine (罰金) (ruguum)。

これ等の術語は現在でも訴訟の主要要素を形成している (Table III -7)。

ハンムラビ法は明らかに証拠主義の原則に基いており、絶対に神の裁きとは異なる。

#### F-F (III -7) : 裁判官 (Judge)

裁判官は最初に H 法典で現れた (III -5.2.1)。

#### F-F (III -8) : 裁判官の資格 (Qualification)

裁判官の資格は :

- (1) 王の公式の代理人 (official representative)
- (2) 王によって任命された者 (市長)
- (3) 市民集会 (assembly) のメンバー (III -4.3.3.B)
- (4) Summary council のメンバー (III -5.3)

#### F-F (III -9) : 裁判官の任務 (Duty of judge)

裁判官 (判事) と彼の任務が H law に初めて記述された (III -5.2)

すなわち、

(1) 法廷を開く (2) 証拠を調査する (H9、H18、H58、  
H172、H177) (3) 根拠を調べる (4) something (?) を  
確かめる (H106、H108) ; 神前で事実を確認する (H112,  
H113、H124) (5) 裁決を行う (H1、H3、H172) (6)  
許可を与える。 (i) 勘当を父親に許可する。 (H168) (ii)  
再婚の許可を幼児の母親に与える。 (iii) 公判なしに厳命を  
与える。 (E54 ~ E57)、(H251、H252)

#### F-F (III -10) : 告訴 (accusation) から判決 (Judgement) まで

告訴から判決までの 10 の段階 (step 1 ~ 10) が H 法典で

示された。(Figure III -2 を参照のこと)

F-F (III -11) : 宣誓 (Oath)

H 法典において初めて現れた宣誓は現在に至るまで何千年前も続いた (Table III -6)。

H 法典は宣誓が神前でなされた例 (複数) を例示している (Table III -6)。

現在でも証拠を示す前に、法廷の証人は宣誓を行わねばならない。

F-F (III -12) : 偽証 (Perjury)

偽証 (perjury) は H law では重罪である (H3)。

F-F (III -13) : (Double jeopardy)

H 法典は double jeopardy を禁止する原型の条文を持つ (H5)。

F-F (III -14) : 原告の立証責任と被告の反証義務 (Plaintiff's responsibility of proof and defendant's right of disproof are written clearly)

原告の立証責任と被告の反証義務が条文で明記された ((III -5.1. (2))

F-F (III -15) : 神 (God)

H 法典の前文 (prologue) では神の名前が 27 回、後文 (epilogue) では 25 回引用されている。一方、3 つの先行法典の主テキスト中に神殿 (bitu)、宮殿 (ékallu) および神 (ilu) の名前は一度も引用されていない。

F-F (IV -16) : 神の裁決 (Devine judge)

4 つの法典には神の裁決に関する条文は、H2, H132 を例外として、存在しない。

F-F (III -17) : 神官 (Priest)

神殿（したがって神官）の（Urk 期→Jemdat 期→Nasr 期→アッカド期→Ur Ⅲ期→古バビロニア期）における興隆と変質が示された（**III -4.3.2**）。

**F-F (III -18) : Summary (法廷) (**Summary court**)**

Summary は brief の意：簡易裁判所？

Summary court の名前と機能は E 法と H 法の以下の条例に規定されている。（**E54、E55、E57、E58** および **H124、H126、H143、H251**、および **H252**）。（注）地区委員会（district committee が直訳）

**F-F (III -19) : 刑罰 (**Penalty**)**

4 つのカテゴリーの刑罰が H 法典において見いだされた。即ち、

(1) 死（**III -6-2**）、(2) 体罰（**Table III . 1 -6**）、(3) 罰金（**Table III -12 ~ 18**）、（**Table III -8,9 と 17**）、(4) 追放（**H5,H154**）（**Table III -14**）（**III -6.1**）。

**F-F (III -20) : 死刑 (**Death penalty**) (**III -6.2**)**

死刑に処される犯罪の数は、それぞれ UN 法で 4 か条、LI 法で 0 、E 法で 5 か条、H 法では 34 か条ある。（**Table III -8,9 (continued) と 10**）。

H 法では殺人や反逆に関する条文が皆無である点を留意のこと。H 法で死刑に値する条文には法訴訟における不正直に関する 4 個の条文がある **Table III - 9 ; H1, H3, H10, H11**）。

死刑についての H 法の条文の数は全刑法条文の 11%、全読解可能条文の 4.4 % である。この値は E 法で相当する値（3.3%）と大変有意には相違していない。すべての刑事訴訟（legal process）関連を除外すると、死刑の比率は 2.8%

に減少する。UN 法は死刑に最も密接に関係する **H-62**)。

#### F-F (III -21) : 刑の執行 (Execution)

死刑執行の方法は法典に例外的に記述されている (**Table III -11**)。

(1) 棒 (火刑柱?)、(2) 十字架、(3) 手、足を縛りあげたままで水に漬ける、(4) 手、足、自由のままで水に漬ける。当時、一般的な死刑の手段は多分絞首刑であろう (**Table III -11** に示していない)。

#### F-F (III -22) : 賠償または罰金 (Compensation fine)

鼻、目、歯、耳、頬、脚と骨への傷害 (bodily injuries) に対する賠償または罰金が UN 法、E 法および H 法について表にまとめられた (**Table III -12**)。

この表で傷害のあらゆる可能性は

$$( \text{加害者 (assailant)} \times ( \text{被害者}) \times ( \text{傷の場所}) = 3 \times 3 \\ \times 7 = 63 \text{ ある}$$

この表はそれぞれ UN 法の 4/7、E 法の 3/7、H 法の 10/63 をカバーしているにすぎない。E 法は UN より厳しく、H 法は E 法より厳しいことが明らかである。(中世イギリスでは命の損失は凡そ 2 個の目 (両目)、または 5 本の指の損失に相当した)。

#### F-F (III -23) : 窃盗罪 (Penalty for thief)

泥棒に対する罰は銀 5 シクル (**H260**) から死刑 (**H11**) まで変動する (**Table III -16**)。泥棒の神殿や宮殿の侵入や盗品の売却は重大な犯罪 (grand larceny) と見做され、処分された。(Capital punishment = 死刑のこと) (**H6**)。

#### F-F (III -24) : 家庭内暴力 (Domestic violence)

息子による父への家庭内暴力 (**H195**) や赤子 (乳飲み子)

の違法交換 (H194) (これ等は我々が、しばしば経験したり、新聞ニュースで読んだりするが) は Old Babylonian 時代でも決し稀ではなかった。

#### F-F (III -25) : 犯罪被害者 (Criminal victims)

2つの法条文 (H23 と H24) は犯罪被害者に公的な支援を  
目指した、世界で最初の法律である。

#### F-F (III -26) : 医療過誤 (Malpractice) (1)

医療過誤に対する被害への賠償金が法制化された。 (F-F(III -31) 参照。

#### F-F (III -27) : 不法行為 (Illegal damage)

家や舟などに対する不法な損失を与える行為は賠償されるべき対象である (Table III -19)。(家に対し H229 ~ H233)、(船に対し H235 ~ H238) . (III -4.4.1)。

#### F-F (III -28) : 社会的受難者 (Social misfortune)

H law において法的援助の対象になる社会的弱者は : (1) 戦争捕虜の家族 (H24, H27, H30, H32, H133, H134, H135, III -4.4.1.D (ii))、(2) 戦争捕虜の子供 (H28, H29, III -4.4.1.D (ii))、(3) 洪水被災者 (H48, III -4.4.1.D (iii))、(4) 干ばつ被災者 (H48, III -4.4.1.D (iii)) (III -4.3.5)。

#### F-F (III -29) : 人権 (Human right)

H law において人権に対する胚芽的概念が生まれた :

- (1) 生存権 ( III -4.4.2.A, H128, H152, H172, H175 H176)
- (2) 所有権、売買権 (財産権) (III -4.4.2, H7, H8, H15 ~ H20, H21 ~ H36, H26, H34)
- (3) 相続権 ( III -4.4.2.C, H150, H162, H163, H165, H166, H167, H170, H171, H174, H177 ~ H183)

- (4) 訴訟権 (III -4.4.2.D, H1, H2, H3, H4)
- (5) 法の下に平等である権利 (III -4.4.2.E, H6, H8)
- (6) 契約の自由 (III -4.4.2.F, H47)

F-F (III -30) : 日本刑法 (Japan penalty code)

4つの古代メソポタミア法典と現代の日本の刑法との間に密接な相関関係（乃至親子関係）が存在することが見出された (Table III -4 と Table III -20)。日本刑法の 15 か条は UN 法の 1 か条 (UN1)、LI 法典の 1 か条 (LI 11)、H 法典の 25 か条 (H1, H3, H6, H8, H14, H21, H22, H33, H34, H114, H130, H196-208、H210) (全体で 27 か条は古代メソポタミア法典から伝わったものである。)

F-F (III -31) : 医療過誤 (Malpractice) (2)

医師や獣医師が犯した医療過誤に対する罰が Table III -18 (H218, H219, H220 と H225) にまとめてある。

医療過誤は人権が公的に認められている現代社会の同時代的犯罪ではない。医師の仕事は high risk, high return (危険は高いが収入も高い) の仕事の一つであったし、今もそうである。これと対照的に、獣医師の罰は医師に比べると、ずっと軽い (動物の値段の 1/ 4 ) (H225)。

F-F (III -32) : 製造物責任 (Product liability)

家や船のような重要な不動産に対して与えた不法な損害は、賠償されるべき対象と認知されていた (Table III -19) (H229, H230, H231, H232 と H233 (家に対し) ; H235, H236, H237, H238 と H290 (船に対し))。

F-F (III -33) : 社会的受難者の法的救助 (III -4.4.1 (.D)) (Legal relief to social misfortune)

F-F (III -34) : 結婚と離婚 (Marriage and divorce) (1)

1. 戦争捕虜の家族 ; H24, H27, H30, H32, H133, H134, H135。
2. 戦争捕虜の子 ; H28, H29。
3. 洪水被災者と干ばつ ; H48。
4. 妻の病気 (ハンセン病) ; H148。
5. 相続 ; H156, H171, H172。
6. 再婚 ; H172, H177。

結婚のお膳立ての代表的な手順が定着した (Table III -21)。

#### F-F (III -35) : 結婚と離婚 (Marriage and divorce) (2)

UN, LI, E および H 法典における正式結婚の必要条件は次  
の様に進化した。同棲 (UN) →ある長さの期間の同棲 (LI)  
→結婚の宴會 (E) →宣誓 (書式で (H)) (Table III -22)。

#### F-F (III -36) : 結婚の拒否 (Rejection of marriage)

女性 (妻) が嫌う (夫に対する生理的な嫌悪) 時 (H142)、  
または夫の作った家で夫と同居を拒否するとき (H149)、  
彼女は結婚を拒否する権利を持った。(しばしば地区委員会  
(現在の簡易裁判所) によって検証された。 (Table III -24))。

#### F-F (III -37) : 家族; 家族のタイプ (Family; Family type)

UN, LI, E および H 法典を解析することによって家庭の代  
表的な型 (タイプ) が推定された。

UN 法では 3 つのタイプ (Fig. III - 3)、LI 法の 3 つのタイ  
プ (Fig. III - 4)、E 法で 1 つのタイプ (Fig. III - 5)。

H 法では 5 つのタイプまたは 14 のサブ・タイプ。 (Fig. III  
- 6) (Table III -19 も参照)。

#### F-F (III -38) : Old Babylonia 時代における家族構成 (Constitution of Family in the Old Babylonian Period)

古代メソポタミア社会は最少単位としては夫と妻の一組(ペー  
ラー)によって形成されている (一夫一婦制)。原理的に、  
一つの家族は、夫、妻および彼らの子供だけから構成される。  
夫と妻の社会階層 (awilum、mushkenum、と奴隸) の違  
い (はあっても) 法的には問題とはならなかった。そして  
どの様な夫と妻の組み合わせ (理論的には9タイプ) は社  
会階層に無関係に是認された。

F-F (III -39) : 一夫一婦制 (**Monogamy**) (1) (H128 参照)

一般的な規範は一夫一婦制である。しかし、一人の夫が二  
人の妻を同時に持つことが法的に容認される特例もある  
(H141,H148)。従って、古代メソポタミア社会はポリガミー  
(複婚制 (一婦多妻または一妻多夫) が部分的に混じった一  
夫一婦制社会である (H141、H148、LI28)。

F-F (III -40) : 一夫一婦制 (**Monogamy**) (2)

父親の財産は彼自身の息子 (勘当した息子は除く) に与え  
られた (H170)。奴隸が生んだ子供は彼の父親によって認  
知された場合、彼 (子供) は正妻が生んだ他の子供たち  
(father consanguines) の相続分と同一の分け前を持つ (III  
-7.3) (H170)。

F-F (III -41) : 一夫一婦制 (**Monogamy**) (3)

もし夫が上述 (III -40) の、奴隸の子を認知していなかった  
場合、その子とその子の母は自由に (奴隸の身分から解放)  
なる。(H171)。

F-F (III -42) : 生前贈与 (Gift inter vivos)

夫は捺印証書付きで妻に贈与する。(H150, H171,H172)

F-F (III -43) : めかけ (妾) (**Mistress**) (1)

夫は彼の第一の妻以外に妾や婢女を持つことが出来る場合

がある (H145、H146)。

F-F (III -44) : めかけ (妾) (Mistress) (2)

Awilum 階層の少女は彼女の意志で妾になった (H183、H184)。

F-F (III -45) : 家族の大きさ (Family size)

H 法典の家族の大きさは当時の農業の特性に調和する様に見える。この農業のスタイルを利用することによってだけ彼等は高収穫（結果的に大きな余剰）を維持できた。

F-F (III -46) : 相続 (Inheritance) (1)

個人の（夫の）財産は彼の妻と子供たちに引き継がれた (H172)。

F-F (III -47) : 相続 (Inheritance) (2)

遺産の分配は実際には 2 つの原則に基づいた：長子相続 (H165) (Primogeniture) の制限のもとの均等分配相続 (H170) (Equal share in succession) (1)。

このことは長男が父親の財産を彼自身で独占することを意味しない。2 つの原則（上述）の混合、何世代も相続を繰り返すことによる家族農業の持続性を不可能とする程度の過度な分割（sub - division）を避けることを目指した。

F-F (III -48) : 相続 (Inheritance) (3)

妻はしばしば生前の夫よりの贈与（の約束）(Gift inter vivos) を受け取った (H150 参照)。これは夫と彼の妻との共同的作業によって形成した財産分割の一形態である。これは女性（妻）の家庭生活における役割の正当な評価の先進的な考えのように見える。

F-F (III -49) : 相続 (Inheritance) (4) : Child and his mother (1)

父親の死後子供は父親が生前贈与した母親のお金を請求で

きない (**H150**)。本条文は未亡人（子供の母親）が家より追い出される事故を防止するのに有効であった。

**F-F (III -50) : 相続 (Inheritance) (5) : Child and his mother (2)**

：子供達の父親の死後子供達が彼等の母親を家から追い出そうとした時、裁判官は先ずこの件の背景を調査し、次に子供を罰する (**H172**)。**H150** の条文は **H172** の予めの用心のように見える。

**F-F (III -51) : 相続 (Inheritance) (6) : Legitimate and bastard children**

相続人としての適法子は私生児に対して父親の財産の選択についての上位優先権を持つ (**H170**)。

**F-F (III -52) : 相続 (Inheritance) (7) : Equal share in succession**

父親の財産は彼自身の子供達へ（勘当された子を除く (**H168、H169**)）均等相続された (**H165**)。

## 5.2.5 (Part IV)<sup>5</sup> 成文法と商法

この章では経済法と農業法に関する以下の項目を詳細に検討した。

(1) 記録媒体としての cuneiform 板

(a) : 粘土板の材料と製法 (**IV -3.1.2**)、および書き方 (**IV -3.1.2A**) と書き手 (**IV -3.1.3B**)、保管場所 (**IV -3.1.2C**)。Old Babylonian 時代、一般人が作成した諸契約例 (**IV -3.1.4**) (**Table IV -1**)

(b) 売買契約（土地、家屋などの） (**IV -3.2**)

(c) 地主と借地農との間の借地契約 (**IV -3.3**)

(2) 通貨としての銀と大麦 (**IV -4.2**)

(3) 賃金、報酬と賃貸契約 (**IV -5.1**)

- (4) 商人 (**IV -6**)
- (5) 地主 (**IV -6.4**)
- (6) その他 (**IV -6.3, IV -6.5**)

その結果、以下の知見を得た。

#### F-F (**IV -1**) : 楔形文字 (**Cuneiform script**)

契約は粘土板の上に刻まれた。粘土板という語 (tuppa (**H37, H47**) ,dubbin (**H177**) , dappaam (**H178**) , duppin (**H179**) は「契約」と同義語である。**(Table III -7)**。

#### F-F (**IV -2**) : 高い識字率 (**Higher level of literacy**)

Cuneiform script (wedge-shaped) の書法が例外なしに採用された (**IV -3.1.2A**)。

一般人は Cuneiform script 書法の読み書き（少なくとも読みは）を出来たであろう。**(IV -3.1.2B)** . Cuneiform の簡素化と私塾の普及が一般人の比較的高い読解力を実現させた (**IV -3.1.2**)。

#### F-F (**IV -3a**) : 私的契約 (1) (**Private contract**)

私的な契約が当時の社会経済活動の根幹的要素を構成した (**III -4.4.2.E, IV -3.1.3B**)。

#### F-F (**IV -3b**) : 私的契約 (2)

Old Babylonian periodにおいて個人が彼の一生涯の間に作成したであろう種々の契約がまとめられた (**Table IV -1**)。

#### F-F (**IV -4**) : 契約書の保管 (**Depository of documents**)

「契約書」は契約者の個人の家で保管された (**IV -3.1.3C**)。

#### F-F (**IV -5**) : 売買の権利 (**Right of selling and buying**)

全社会階層 (awilum, muskenum や奴隸も含めて) は財産の購入、売却の権利を持つ (**III -3.4, III -4.2, III -3.5.6**) , 但し、例外もある (**Table IV -3.2**) . 王が兵士、警官および収

税吏に授与した農地および家屋を他人に売却するのが禁じられた (**H36, H37**) (自分の家族さえ売却は不可 (**H38**)) (**Table IV -2**)。

**F-F (IV -6)** : 例外事例 (**F-F (IV -5) の**) (**Exceptional articles**)

上述の禁止に対するいくつかの例外条項がある (**IV -3.2**) (**H28, H29** など)。

**F-F (IV -7)** : 長子相続制 (例外の例外) (**Primogeriture**)

実際の売買契約記録から Primogeniture (長子相続) の原則はむしろ制約されていたように見える (**IV -Appendix -A** (**Table**))。

**F-F (IV -8)** : 借地農契約 (1) (**Tenant contract**)

借地農契約は土地家屋の売買契約と共に極めて重要な契約であり、これは各自の家 (home) において注意深く保管されるべきものであった (**IV -3.3**)。

**F-F (IV -9)** : 借地農契約 (2)

各家庭についての多数の借地農 (tenant) 契約は本人の住居地で保管された。これ等の契約は王朝が変わっても、ある時は有効であると判断された (**IV -3.3**)。

(補足) : 前王朝の有力支持者が没落しても sub-tenant 契約はそのまま有効であった。(例 Larsa) (**IV -3.3**)。

**F-F (IV -10)** : 私的契約 (3) (**Contract**)

結局、経済活動の大部分は多数の契約の存在によって保証された。(**IV -3.4**)。

もし契約不履行 (violated contract) が起これば、そのようなことは経済犯罪とみなされた (**IV -3.4**)。

**F-F (IV -11)** : 銀と大麦の等価 (**Equivalence of barley and silver**)

E 法典の 2 つの条文 (**E2** と **E3**) の中で、銀と大麦の等価

が示された。

**F-F (IV -12) : 銀 1 siglu(シクル)と等価とみなされる商品の量(Amount of goods equivalent to silver one siglu)**

油、豚脂、羊脂、銅、精錬銅の量（重さ）が示された（E3）。

(補足)：悪天候と大麦価格の暴騰が歴史的に知られている(**IV .Appendix B**)。

**F-F (IV -13) : 銅もバビロニア時代の通貨か？ (Copper as money?)**

ハンムラビ法典には先行 3 法典同様に通貨としての銅という単語は一度も見出せない (Tomimura 説の否定) (**IV -4.3**)。

**F-F (IV -14) : 大麦の流通カテゴリー (1) (Limited use of barley)**

大麦は比較的限定されたカテゴリーでのみ通貨として使用された (**Table IV -8**)。

**F-F (IV -15) : 大麦の流通分野 (2) (Limited use of barley)**

大麦は農業とそれに関する分野だけに通貨として使用された。ハンムラビ時代では大麦はもはや単なる補助（銀の）通貨である (**IV -4.4**)。

**F-F (IV -16) : 銀通貨 (Silver as money currencies)**

銀は古く UR Ⅲ 王朝において確立した金属通貨である。銀はもともと金属通貨として利用された。

**F-F (IV -17) : 銀のカテゴリー (Categories of silver)**

銀は 11 のカテゴリーで極めて広範囲に使用され、農業以外のほぼ全社会生活をカバーした (**Table IV -7**)。

**F-F (IV -18) : 金属通貨の発明と流通 (Invention of metal currency)**

このためには、(a) 金属精錬法の確立、(b) 銀の重量測定の新方式の導入、(c) 銀通貨のコインへの進化が必要であった。(**IV -3.3.A. ~ C.**)。

F-F (IV -19) : 遠距離貿易における銀 (**Silver in long-distance trade**)

バビロニアで製造された銀通貨はその時代の遠距離貿易において一番有利であった。

F-F (IV -20) : 給料と報酬 (**Pay and reward**)

給与と報酬が E と H 法典でまとめられている (**Table IV -9 ~ Table IV 9 (continued)**)。

F-F (IV -21) : 時の規定 (**Regulation of time**)

年、月および日の規定 (regulation) はあるが、週という概念は見出されない (IV -5.1.2)。週は旧約聖書で初めて規定された (**Exodus 20 : 9 と 10**)。

F-F (IV -22) : 給料の種類 (タイプ) (**Types pf payment**)

3つのタイプが契約の期間によって存在する。(1) 年俸 (大麦)、(2) 月給 (銀) と (3) 日給 (大麦 (E 法)、銀 (H 法))。 (**Table IV -9**)。

F-F (IV -23) : 成果給 (**Contingent fee**)

他のカテゴリーは、建築家、舟大工、医者および庭師がもうらう彼等の成果に対して支給される給与 (**Table IV -9 (continued)**)。

F-F (IV -24) : 年俸 (**Annual income**)

年俸はもっぱら大麦ベースで支払われた。 (**Table IV -9**)。

F-F (IV -25) : 収入 (**Income**)

職人の収入は彼らの職種によってあまり変動しない (**H274**)、 (IV 5.1.3)。

日雇いの賃金は上述の職人の給与よりも、ほんの少し高い様に見える。日雇いの年間の全労働可能日に留意すべきである。彼らの労働可能日は農繁期だけに限定されていた。

F-F (IV -26) : 職人 (**Craftsman**)

carpenter (…ella) と builder (bānim) の区別は不明瞭である。milkman (amelu ga?) はチーズやバター労働者であろう。flax- 労働者は麻の栽培者 (sssss 農民?) かまたは麻糸職人であろう。

**F-F (IV -27) : 日雇い労働者の収入 (Day laborer's income)**

日給労働者の給与は真冬～晩春の方が、晩夏～初冬のそれよりも高かった。(Table IV -9 (3); IV -5.1.3)。

**F-F (IV -28) : 外科手術 (1) (Surgical operation)**

医師の収入は予想された様に、極めて高い (Table IV -9-(continued))。

手術は医師だけで実行されたわけではなくて、外科助手（即ち徒弟）が彼等の師匠の手助けをした。全期間 (Old Babylonia 時代の)、医学教育は行われておらず、親方一徒弟制度が実際には機能した。外科手術は精々、一日当たり2回程度であろうし、医師の徒弟は彼らの師匠に生活の面倒を見てもらっている、手術日には少額の手術手当をもらつたと想像される。麻酔剤（局所用）の利用は不明である。但し、その利用の可能性は完全には否定できない。医師は銀 10 siglu を awilum 患者について外科手術に対して得た。報酬額は患者の社会的階層によって変わった。なお、現在、10 siglu silver = 4,788 円。

**F-F (IV -29a) : 外科医と内科医 (Surgeon and doctor of internal medicine)**

ハンムラビ法典では外科医 surgeon と 内科医 doctor of internal medicine の区別はなく、両方とも ‘Azu’ と呼ばれていた (H214、H215、H217～H221)。医師の収入源は勿論、処置の種類によって異なる。腫瘍の摘出や外傷の外

科的手术の料金 (bill) は、骨折の手当てや腸の治疗の 2 倍であった (Table IV -9, H215, H221)。

F-F (IV -29b) : 医療过誤 (Failure of surgical operation)

次のような場合、外科手術は失败したと判定されたと思われる。

- (1) 手术途中または手术直後に患者が死亡した。
- (2) 患者が手术後、回復することなく手术に原因する化膿などの症状のために数日～1週间後に死亡した。

F-F (IV -30) : 船大工 (Ship-builder)

60 gur- 容積 (7.2 トン容積) を建造する時の船大工の報酬は 2 siglu である (H234)。建造には 2 か月を要し、1 か月の労働日は 25 日と仮定すると：船大工の収入は 1 siglu/ 月 =  $1 \times 180/25 = 7.2\text{še}$  / 日となる。

造船に必要なすべての材料 (木材を含む) は直接造船依頼主より船大工に予め渡された。建造は親方一徒弟制度で行われた。従って全ての支払い (この場合 2 siglu) は親方だけの収入とはならない。

F-F (IV -31) : 賃金 (E 法と H 法) (Pays in the E and H codes)

E10 における日雇いの賃金は H 法においては 1 日～5 日期の日雇いの賃金に一致する。収穫期では労働は厳しく、したがって高賃金が支給された。年雇いの農業労働者は大麦を年給として支給された。パート労働者は収穫期の臨時の単純労働者であった。

F-F (IV -32) : 賃貸 (Lease)

ox (雄牛)、cow (牝牛)、ロバ (驢馬) (donkey) と子羊 (lamb) を含む家畜が農耕や移動手段 (車、船) に利用された。Table IV -8 の case (4) では E 法 (E10) におけるロバの賃

賃料 6 sila/ 日 (E10) は H 法典では 166% 上昇して 10sila/ 日まで上昇した (H269)。上記 Table の case (6) では (雄牛 + 車 + 御者) の賃貸料は 60 sila/ 日から 180 sila/ 日に 3 倍に上がった (**H271**)。

#### F-F (IV -33) : 商人 (Merchant)

H 法典で、‘商人’ (tamkarum) が関係する 22 か条の条文が見出された：(身代金) H32；(売買) H40；(農民) (ir-ri-Šum)、H49、H50、H51、と H52；(販売人) (Šamallum)；H101、H102、H103、H104、H105、H106、と H107；(運搬人) H112、(貸付け) H113、；(抵当) H115、H116、H117、H118 と H119；(保証金) H120、と H121。

商人は、農民 (farmers) や地主 (land lord) と共に、Old Babylonia 時期の基本的分野になった。

商人の主な業務 (IV -6.2) : 1. 金融 (一般人相手)、2. 事業への金融、3. 貿易事業への投資、4. 遠距離貿易 (当時の商人 (子商人との区別に注意) は、いわば ‘proto-banking’ に従事したと言える)。

#### F-F (IV -34) : 農業と商業 (Agriculture and commerce)

Old Babylonia 時代の農業と商業の関係が示された (**Chart IV -2**)。

商人は一般人、小売商人、借地農民とも密接な関係を持った (IV -6.2) (IV -Chart 1, Chart2)。

#### F-F (IV -35) : メソポタミアにおける技術と産業発展の原因 (Development of technology and industry)

メソポタミアの特異な自然環境が技術的進歩を加速し、加工産業を育てた (IV -6.2.2 :Type 1, Type2)。

#### F-F (IV -36) : 商人と農民の間の契約違反 (Merchant and farmer)

商人と農民の間の契約違反例が示された (Table IV -12, Case1 ~ Case4)。

F-F (IV -37) : 地主と商人の関係 (1) (Landlord and merchant (1)) (IV -Chart 1 参照)

H 法には地主と商人の関係は示されていない (IV -6.4)。

F-F (IV -38) : 地主と商人の関係 (2) (Landlord and merchant (2))  
Land lord (地主) は商人より上位とみなされた (IV -6.4)。

F-F (IV -39) : 商人の種類 (Merchant officer and civil merchant)

古代メソポタミア時代には商人には商官 (merchant officer) と他の民間の商人 (civil merchant) の 2 種類の商人が存在した (IV -6.4)。

F-F (IV -40) : 市長と商人 (Mayor)

市の行政は富裕商人の中から選ばれた市長に委嘱された (IV -6.5)。

### 5.2.6 (Part V)<sup>6</sup> : メソポタミアにおける先史遺跡

多数の他の考古学者によって発掘された代表的な 86 の遺跡 (Site) についての時期、場所、大きさ、高度などの知見 (Roger Mathew excellent landmark compilation, 2000) を整理して、基本的データベースを構築し、以降の本研究解析に利用した (Table V -3a ~ Table V -3n)。

F-F (V-1) : 地理的分布 (Geological distribution)

Mesopotamia (メソポタミア) の Hassuna-Samarra および Halaf 期における遺跡分布を地図上に示した。 (Map V-3 と V- 4) . Hassuna → Samarra が 起こり、逆の

Samarra → Hassuna は決して起きなかった (→は転換を示す)。

**F-F (V-2) : 高度 (Altitude) (1)**

時の経過とともに遺跡の平均高度は、Halaf 期までに低くなつた。(V.4.1.3B と Fig.V-1)。

**F-F (V-3) : 遺跡の場所 (1) (Location) (1)**

Hassuna 一色の地域の内円 (50km 半径) および外円 (100km 半径) 内にある遺跡の数はそれぞれ 10 と 12 であった。これ等の数値は Hassuna-Samarra 期および、Halaf 期を通して変わらなかつた。遺跡は均質に分布せずに、Hassuna-Samarra 期ではそれぞれ Hassuna 文化と Samarra 文化の中心地帯に集中した。遠距離にある遺跡同志の通信 (交流) は証明されなかつた (V-4.1.6 (b))。

**F-F (V-4) : 遺跡の地図 (Map of sites)**

古代メソポタミアの巨大遺跡の地図 (**TableV-7b**)において、新遺跡 (**TableV-13**) は川の堤防の上に位置した (**TableV-6**)。天水農業を可能とする限界の年間降雨量 200mm の遺跡 ((TableV-14)) と現代の年間 200mm 降雨量地帯 (点線) が地図上に同時に示された。

**F-F (V-5) : Halaf 遺跡 (1) (Half sites) (1)**

Hassuna 期にすでに遺跡 (site) は Diyala 谷の川岸に達しており、遺跡は全 Halaf 期を通じて、その後も存続した (**V-4.1.4**) (**Map3,4**)。

**F-F (V-6) : Halaf 遺跡 (2) (Half sites) (2)**

Halaf 遺跡は東の端から西の端にまで広がつた。

**F-F (V-7) : 遺跡の場所 (2) (Location) (2)**

いくつかの遺跡は Euphrates 川の近くに位置した。

F-F (V-8) : Territory の変換 (**Conversion of territory**)

勿論、ex-Hassuna-Samarra の地域は徐々に連続的に Half 地域に転換した (V-4.1.4 (5))。

F-F (V-9) : Euphrates 流域 (**Euphrates basin**)

Euphrates 谷 (basin) は、この時までは完全には開発されていなかった。

F-F (V-10) : 経済的困難 (**Economical difficulty**)

Halaf 後期になると、もはや開発できる余地はなく、  
Mesopotamia の経済は危機的な困難に直面した (V 4.1.4 (9))。

F-F (V-11) : 遺跡の成長過程 (**Growth process**)

成長過程において多数の小遺跡は大遺跡に吸収され、巨大遺跡が発生した。 (V-4.1.4 (10))。

F-F (V-12) : 遺跡の移動 (**Movement of sites**)

非常に長い span でみると、遺跡は山岳地方→高地平原→山麓 (foothill) →低地平原へと移動した (V -4.1.5 (a))。

F-F (V-13) : Half 遺跡の拡散 (**Spread of Half site**)

Halaf 期では遺跡は、ex-Hassuna-Samarra 地域をはるかに超えて西の端の地域へと拡散した。

F-F (V-14) : 堤防 (**Banks**)

Halaf 期では Euphrates の堤防も Tigris 川の堤防と同様に利用された。

F-F (V-15) : 遺跡の大きさ (**Size of sites**)

遺跡の広さは 1 ヘクタール以下から 18 ヘクタールまで変化した。

F-F (V-16) : 巨大遺跡 (1) (**Gigantic sites**) (1)

Halaf 期に巨大遺跡が発生した。 例外はすでに初期

Holocone 期に形成された Ganzi Dareh、Asiab、Abu Hureya。(**TableV-7c**)。

**F-F (V-17) : 巨大遺跡 (2) (Gigantic sites) (2)**

Halaf 期で、5 つの巨大遺跡が見出された (TableV-7c)。

**F-F (V-18) : 遺跡の寿命 (Life spun of sites)**

人々はいくつかの遺跡に数百年～一千年以上に亘って居住したことが明らかになった。

**F-F (V-19) : 家屋の材料 (House materials)**

すべての家屋材料はその地方で生産されたものであった。

基本的にこれらの物質は土と草 (weed) から作られた。

**F-F (V-20) : 家屋の進化 (Evolution of houses)**

家は小屋 (hut) より進化した。土中または岩にあけた孔に柱を入れて建てた小屋から、岩の地盤の上に建てた家へと進化した (**TableV-9**)。

**F-F (V-21) : 家屋の設備 (House equipment)**

家 (Çayönü) の空調設備が備えられた (食物の保存の **TableV-9**)。目的)。それに保温設備 (冬の部屋) が作られた (**TableV-8a と 8b**)。

**F-F (V-22) : 栽培化、家畜化 (Domestication)**

小麦と大麦の栽培化が起こった (突然変異から予想されたように) (**V -4..2.1 (a)**)。

栽培化された cereal (穀物) は今までの採集地において大規模な耕作 (農業) を行うことを可能にした。

**F-F (V-23) : 穀物 (1) (Cereals (1)**

注意深い観察と新生栽培種の素早い応用が野生の穀物についての栽培食物生産への道を開いた。

### 5.2.7 農業法と報復法

Canal-irrigation farming (運河水灌漑農業) が良く知られている古代メソポタミアでは農業が最重要産業であった。しかし、どのように、何時、何処で、この種の農耕が発展したかはまだ十分には明らかにされていない。

本章の前半では運河—農耕農業の成熟期における光と影を明らかにする (VI -3)。

本章の後半では the law of retaliation (「目には目を」の法律) を詳しく議論する (VI -4)。

すなわち、

1. Hammurabi 法典は retaliation law (報復法) か? (VI -4.1)。
2. Hammurabi 法典の旧約聖書への移転の詳細 (VI -4.2)。
3. the law of retaliation は果たして残酷な law か? (VI -4.3)。

について議論する。

#### F-F (VI -1) : 運河水灌漑農業へ (The canal-irrigation farming)

乾地農業から降雨水利用農業へ、更には運河を基礎にした  
(運河水灌漑農業) へ (VI -3.1.1 (A) ; Chart VI -1)。

(補足 1) 食料の獲得と再生産のシステムの進化のルートが提案された  
(VI -3.1.1 (A)) . (I ; 恐れ→II ; 自然の消極的利用→III ;  
積極的利用→IV ; 自然の改造)

(補足 2) プロト灌漑耕作が雨水、池の水、孔に溜まった泥水、自然の  
水して進化した (VI -3.1.1 (A))。

#### F-F (VI -2) : 塩害 (salinization) (1)

2,320BC ~ 2,110BC の間、大麦の比 (生産高 / 種) (生産性  
の目安) ははっきりと減少した。この生産性の変化は塩害

(salinization) として説明できる (**TableV-2** と **TableV-5**)。

#### F-F (VI -3) : 穀物類 (2) (**Cereals**) (2)

穀物類が古代北部メソポタミアで最も広範囲に栽培された。第 3 千年紀の間シュメールのラカッシュ Lagash において比 (収量 / 種) は常に 20 ~ 30 以上であった。(ヘロドトスのデータを例外とすると) 比は主として 50 ~ 80 にまたがった (**TableV-2**)。運河の耕作農業について得られたすべてのこれらのデータは極めて高い生産性を示し、現代の農業に比較し得る。

#### F-F (VI -4) : 独立農民 (**Independent farmer**)

H 法の中で自作農に関する条文は唯の 1 つ (**H47**) のみ (**VI -3.1.1 (A)**)。

#### F-F (VI -5) : 借地農契約 (**Tenant farmer contracts**)

借地農は借地 (小作) 契約を地主との間で結んだ。(**Part IV -3.3**)。

(ノート) ハンムラビ期の借地農は灌漑方式による穀物栽培に関するある程度の専門家であり、また彼等は playing manager でもあり、決して単純労働者ではなく、ましてや奴隸などではない (**VI -3.1.2 (A)**)。

#### F-F (VI -6) : 王の署名付きの土地授与証 (**Signature certification**)

土地の授与 (王の署名付き) 証 (受領者名も銘記) が予め王より王立農場の全従業に与えられた (**VI -3.1.2 (A)**)。

(補足) ①王宮や王族による大規模経営はハンムラビ時代になると今や面倒で、低効率、しかも高価になった (**VI -3.1.2 (A)**)。

②食料生産方式は、Ur III 期より Old Babylonian 時代に至る間に、公的機関における集団労働から私的な借地 (または、自分自身の土地) 農 (業) へと変換した (**Chart III -3**)。これが

BC3000年紀から始まった「貧困化」のプロセスである。借地農民はどんな結果に対しても全責任を負った (**VI-3.1.2 (A)**、**VI-3.1.3**)。

- ③この時代の奉仕（サービス）は中世イングランドの領主への農民の奉仕とは 厳密に区別すべきである (**VI-3.1.2 (A)**)
- ④Ur III王朝で利用された集団労働は粗雑で単純な耕作は適していたが、高度に洗練された運河・灌漑耕作には適用できなかつた (**VI-3.1.1 (A)**)。

#### F-F (**VI-7**) : 農耕技術 (**Cultivation technology**)

耕作技術：2毛作（double cropping）が広範囲にシュメール Sumer で適用された。運河・灌漑法導入後の耕作技術は当時の教科書「Instruction of Farmer (farmr calendar)」から細かく類推できる (**VI-3.1.2 (B) (2)**)。

#### F-F (**VI-8**) : 休耕 (**Fallowing**)

灌漑技術が導入された後でさえ、「休耕」は大変重要であった (**VI-3.1.2 (B)**)。

#### F-F (**VI-9**) : 無灌漑のイラン農業 (**Agriculture in Iran without irrigation**)

現在（～1973年）、灌漑無しで農耕が行われているイラン地区では5年間に2～3年は深刻な不作になる。

#### F-F (**VI-10**) : 実際の収益指標 (**Real income index**)

以下の2つのケースについて「実際の収入指標」を評価した：

(1) 乾燥農業と、(2) 灌漑農業。ここで、農地面積は同一と仮定した。

ケース(2)の場合；一般農民の平均収入はケース(1)の凡そ12.5倍となった。

高価な灌漑水代を農民が支払っても、乾地農業よりは、は

るかに高い収入得られた。

これが灌漑農耕が普及した真の原因である。

**F-F (VI -11) : 運河の建設とその維持 (1) ; 灌漑用水の不足 (Canal construction and its maintenance) (1)**

メソポタミア河川にはシルトが高度に含まれ、その上、南メソポタミア平原が極めて平坦であるので、地表のあらゆる物が短期間のうちにシルトで埋まってしまう。これが洪水や灌漑水の供給不足を生ずる。

**F-F (VI -12) : 運河の建設とその維持 (2) (Canal construction and its maintenance) (2)**

運河網の建設と修理・補修は耕作のオフシーズンにおいて実施された (VI -3.1.3)。

**F-F (VI -13) : 運河の建設とその維持 (3) (Canal construction and its maintenance) (3)**

新運河網建設の基本計画 (Master-plan) は主として高度の専門能力を有する土地産設計者によって設計され、多数の実績を持つ建設技術者によって建設された。

**F-F (VI -14) : 運河の建設とその維持 (4) (Canal construction and its maintenance) (4)**

これ（新運河網の建設）は巨大な国家プロジェクトであり、有力な王だけが実現できた。

上級管理者の任務は

- ①各要素の調達・調整、②給料の支払い、③建設素材の供給、  
④プロセス・マネジメント、⑤全従業員への食糧の供給、  
および⑥プロセスチャートに従った作業の管理。

**F-F (VI -15) : 運河の建設とその維持 (5) (Canal construction and its maintenance) (5)**

時々、王（ハンムラビ）は運河建設計画（プロジェクト）を直接、自ら監督した。

運河は當時、王の管理部門によって管理・運営された（VI -3.1.3）。

F-F (VI -16) : 運河の建設とその維持 (6) (**Canal construction and its maintenance**) (6)

借地農は水路 (water path (運河の支路で、直接農民の土地に流れ込む)) の維持に対して全責任を持った。

F-F (VI -17) : 運河の建設とその維持 (7) (**Canal construction and its maintenance**) (7)

ハンムラビ法典の4つの条文 (H53, H54, H55, H56) は「water path に沿った所有者は上述の堤防の主要な保守に対する責任を負う」と宣言した。

F-F (VI -18) : 運河の建設とその維持 (8) (**Canal construction and its maintenance**) (8)

水路に沿った所有者はこれ等の堤防の維持に責任があり (VI -3.1.3)、この規則はより大きな水路にもそのまま適用された (VI -3.1.3)。

F-F (VI -19) : 運河の建設とその維持 (9) (**Canal construction and its maintenance**) (9)

お互いに境界が接觸している所有者は上述の境界をきちんと整備せねばならない (H53, H54, H55, H56 参照)。

F-F (VI -20) : 運河の建設とその維持 (10) (**Canal construction and it maintenance**) (10)

この労働には多数の雇用労働者が必要であり、彼等には大麦が賃金として支払われた (VI -3.1.3)。

F-F (VI -21) : 運河の建設とその維持 (11) (**Canal construction and**

**its maintenance) (11)**

Nippur、Issin、Shuruppak、Adab、Umma、ZabAlam、Bad、Tibura、Urum、Larsa を含む Sumer における運河網の場所は殆ど 1000 年間のわたって有意には変化したようには見えない（上出）(VI -3.1.4 (A))。

**F-F (VI -22) : 借地農の怠慢 (Tenant farmer's negligence)**

隣人が本人が管理責任を持つ水路を、怠慢のために、きちんと維持しなかったために蒙った隣人農民の被害は完全に犯罪者本人によって弁償されるべきである (H53, H54, H55 と H56)。上述の損害は一種の経済的反乱と考えられた。

**F-F (VI -23a) : 借地契約 (Tenant contract) (1)**

借地農契約が victim (災難を受けた) 農民の発議によって地主と農民の間で結ばれた。契約は少なくとも地主と農民間の相互の同意を基礎として農民側の不利な環境下で、おざなりに作られた。(VI -3.1.4 (C)) (H47 参照)。

**F-F (VI -23b) : 借地契約 (Tenant contract) (2)**

地主と農民との開墾に関する基本契約は通常 3 年間有効であった (H44)。

**F-F (VI -24) : 洪水 (Flood) (1)**

土地の所有者は洪水後、彼の所有権を失い、もはや当然の権利として農夫は彼の家屋や家畜の（洪水による）損失に対する国からのいかなる公的援助を期待することはできない (VI - 3.1.4. (C)) (Table VI -3)。

**F-F (VI -25) : 洪水 (Flood) (2)**

メソポタミアの住民は、洪水は神の怒りであると考えたので単純に洪水を恐れたのか？

**F-F (VI -26) : 洪水 (Flood) (3)**

王が採用した洪水に対する対抗策 (measure)についての  
いくつかの資料がある (**VI -3.1.4 (E)**)。

**F-F (VI -27a)** : 小麦の栽培の実績 (**Agriculture of wheat**)

Lagashにおける3600BC～1700BCにわたっての耕作面積、(小麦の)耕作比率、(重量比)、およびyield(収量)が‘塩化’の穀物栽培に及ぼす深刻な被害を示すためにTable VI - 5に整理した。

**F-F (VI -27b)** : 小麦栽培より大麦栽培へ (**from wheat- to barley-cultivation**)

南部メソポタミアの小麦栽培は、いわゆる‘塩害’で衰え、結果的に大麦栽培に転換した。

**F-F (VI -27c)** : ‘塩害’とは (**What is salinization ?**) (1)

炭酸カルシウム(白色微粉末)の耕地の土壤表面への蓄積は、イネ科植物の根の導管を通して水が通ずるのを大幅に妨げ、結局、小麦は最終的に枯死したので栽培は塩害に比較的抵抗力のある大麦に転換した (VI -3.1.5. (B)) , (Table VI -5)。

**F-F (VI -28)** : 大麦の栽培 (**Barley cultivation**)

南部メソポタミアにおいて小麦栽培は大麦栽培に転換した。北部メソポタミアでは小麦栽培は現在に至るまで生き延びている。

**F-F (VI -29)** : 長期にわたる灌漑耕作 (**Long-spun irrigation**)

長いスパンで見ると、穀物の灌漑耕作は、衰えた。たとえ以前と全く同一の耕作技術をきちんと守っていても (VI -3.1.2 (B)) , (VI -3.1.5. (B))。

**F-F (VI -30)** : ‘塩害’ (**Salinization**) (2)

塩害は環境汚染の典型例である。このようにして、先進

技術（運河の灌漑ネットワークとそれらの運転技術）は疑いもなく cereal の信じられない位、高い生産性を達成したが、それは同時にこの技術の持続性をもはや許さない深刻な損害を誘起した。VI - ‘塩害’ (F-F (VI -27) 参照)。

#### F-F (VI -31) : 農民の借金（負債）(Debt of farmer)

Hammurabi 法典には借地農の商人に対する負債に関する多くの条文がある (H48、H49、H50)、( VI -3.1.2 (A) 10)。

#### F-F (VI -32) : デートヤシ（椰子）の植林 (Date plantation)

データヤシの植林は、殆ど農夫とは別の専門家によって地主と庭師（園芸家）(nu-kirūm)との間で同意した契約に基づいて、実施された (VI -3.2 (A) 4)。

#### F-F (VI -33) : 洪水と干ばつ (Flood and drought)

洪水と干ばつは麦の収穫を支配する、2つの大きな制御不可能な要因である。

#### F-F (VI -34) : 洪水と津波 (Flood and tsunami)

洪水 (ir-ta-hi-is) と津波 (bi-ib-bu-lum) は H45 と H46において述べられている。氾濫と干ばつについての記述が H28 に見られる。

#### F-F (VI -35) : 個人の資質 (Personal factor)

加えて、個人の資質も無視できない (VI -3.2.1 (A) 8)。

(補足 1) : 耕作怠慢の例は個人の資質が大きく関係するトラブルである。

あり得べき損害 (H43、H44) と水路の欠陥のある保守 (H53 ~ H56) は厳格に弁償された (VI -3.2.1 (A) 8)。

(補足 2) : 業態の転換（自作農→小作農へ）は農夫自身によって決定された (H47, VI -3.2.1 (A) 9)。

#### F-F (VI -36) : 借地農の責任 (Tenant's responsibility)

借地農さえも自己の経営結果に対して全責任を負った。最終的には自分自身さえも売った（奴隸に） (H54, VI -3.2.1 (A) 13)。

#### F-F (VI -37) : 賠償 (Compensation)

農夫によって犯された他人への損害に対する農民の賠償は厳格に徴収された (VI -3.2.1 (A) 14)。

#### F-F (VI -38) : 庭師 (Gardner)

庭師 (園芸家) は野原 (または荒野) を 5 年間で庭園 (garden) に転換する契約を地主と結んだ (H60, H63)、(VI -3.2.1 (B) 5)。

もし、庭師が上述の conversion (開墾) を荒野 (ムアー) より始めるならば、その庭師は余分の賞金として 10iku の面積当たり 10gur の大麦を受領する (VI -3.2.5.2, H63)。

#### F-F (VI -39) : 果樹園の経営 (1) (Management of garden) (1)

果樹園の経営は庭師に委任された (H64)。収穫の 2/3 は地主の取り分であり、1/3 が庭師の取り分であった。この意味では果樹園の庭師は企業の一種の共同経営者であった。

園に対する灌漑に過度な注意は不要である (VI -3.2.5.6)。

データヤシ (椰子) (palm tree) は食料として多くの利点がある (VI -3.2.5.7)。

農産物 (椰子) のプロセス化 (処理) は未だ当時は萌芽期ではあったが結果的に加工食品工業を生んだ (VI -3.2.5)。

新しい価値が一次生産品 (date フルーツ) 付加された (VI -3.2.5)。

#### F-F (VI -40) : 果樹園の経営 (2) (Management of garden) (2)

庭師は約 4 か年の開墾の収入がなかった (H60, H63)。彼はある種の資金か資産が有ったに違いない。加えて、未完成

の果樹園で乾地農法に従って大麦を栽培したと思われる。

(補足) 地主と庭師（園芸家）との間の契約の詳細とその違反例が示された (Table VI -8)。

#### F-F (VI -41) : 所得税または借地代 (Income tax or tenant fee)

耕作面積の増加と大麦収穫量の大きな増加は国の財政収入に多大の寄与をした。この場合 ‘受益者負担’ (beneficiary payment principle) が運河水を灌漑用と利用する耕作者としての借地農に対する所得税に考慮されるべきである。

#### F-F (VI -42) : Old Babylonian 時代の種々の契約 (Various contracts at Old Babylonian period)

- (1) 借地農の契約 (VI -3.2.2. (A))
- (2) 土地の売買契約 (VI -3.2.5. (B))
- (3) 労働者の雇用契約 (VI -3.2.5. (C))
- (4) 王からの土地授与の証書 (VI -3.2.5. (E))

約 3000 ~ 4000 年前に作られた契約は基本的には現代の契約と同一である。今日の契約に必要なすべての項目が古代の契約においても含まれている (VI -3.2.3.9)。

#### F-F (VI -43) : 報復法 (1) (Retaliation)

H law 法典で the law of retaliation は、加害者も被害者も共に awilum (アヴィラム) (自由人) である場合に限り適用された (Table III -12、VI -4.1)。他の場合には、たとえ H law 中でも substitute payment (代物支払) の利用が許可された (Table VI -9)、(Table VI -10)。

#### F-F (VI -44) : 報復法 (2) (Retaliation)

UN (ウルナンム) 法や E (エシュヌンナ) 法には retaliation の条文はなく、すべての場合 (傷害殺人を除いて) に対しても代物支払が利用された (Table III -12)、(Table

**VI -16)。**

この事実はメソポタミアにおいては the law of retaliation  
が H law 中に初めて採用された事を示唆する (VI -4.1)。

**F-F (VI -45) : 報復法 (3) (Retaliation)**

加害者、被害者ともに awilum 階級に属し、犠牲者（被害者）  
が喧嘩が原因で死亡した時、報復法は適用されず、1/2  
mana （の銀）が罰金として支払われた (H207、Table III  
-4 も参照)。

これは報復法の原則の例外例である。

**F-F (VI -46) : 旧約聖書 (Old Testament)**

H law と聖書の Exodus を比較すると、9つの事項 (item (条文)) の中で、聖書の 3 条文は H law よりもずっと厳しく、他の 3 つの事項は両者とも厳格さは同程度である。(Table VI -11) . したがって、これら 2 つの (H law と旧約聖書) は、  
ほぼ同じ性格のものと結論できる (Table VI -11) . キリストが生存していた時の普通の人にはハンムラビ法典の第 196 条が約 800 年も以前に発布されていたことは全く知らなかった (VI -4.2)。

**F-F (VI -47) : ウルナム法とエシュヌンナ法の比較 (Comparison of  
the Ur-Nammu law with Eshnunna law)**

UN の殺人に関する条文 (UN 1) では the law of retaliation  
(報復法) が厳格に適用された。H law を含めて、UN 以外  
の law code でも殺人に対して死刑が適用されたのは間違いない  
(Table III -8)。 Old Babylonian 時代に職業分化が起  
こり、これが初めて富める者と貧しい者との格差を生じた  
(Table II -14) . UN 法と E 法ではすべての傷害（殺人を除く）は金銭 (substitute payment (代理支払) として) で

賠償できた (**Table VI -10**)。代物支払いは銀 2 ギン (歯) (UN 法) から銀 1 マナ (UN 法の骨および E 法の目、鼻、と目 + 鼻) まであった。

#### F-F (VI -48) : 傷害と報復法 (**Bodily injuries and law of retaliation**)

以下の場合 (a → a) すなわち、加害者、被害者はともにすべて awilum の場合には、すべての身体的傷 (目、歯、骨) は報復法に基づいて裁かれた。

#### F-F (VI -49) : awilum クラスの不均質性の増加 (**Increase in heterogeneity of awilum class**)

いく分均質な awilum 層から、より高度に不均質で幅広い awilum クラスへの転移が、Old Babylonia 期の社会の膨張について起こった (**II -3-3-3 参照**)。賠償として代物支払が利用されるならば、上層エリート awilum にとっては賠償は何の重荷ではないであろう。他方、貧乏人にとっては賠償の支払いは困難であろう (**Table IV -9 および IV -10**)。そもそもなければ、貧乏人は彼自身を奴隸として売ったに違いない。

#### F-F (VI -50) : 家畜 (**Domestic animal**)

牛 (去勢した雄牛 (alpu)) についての H 法典中の条文数は全家畜に関する H 法典中の全条文の 64% を占める。牛は賃貸された。4 法典では馬に対する条文は全くない (**Table VI -13**)。

(備考) : UN 法典および LI 法典では家畜に関する条文は見出されていない。

#### F-F (VI -51) : 植物 (**Plants**)

ナツメ椰子の植林は大変繁榮し、Sumer (シュメール) 時代および Old Babylonia 時代で人気があった。しかし、樹

木についての引用条文数は極めて小さい (**Table VI -14**)。

**F-F (VI -52) : 胡麻 (Sesame)**

Sesame という単語 (英語) は ŠamaŠŠammu (アッカド語)、  
SE-GIs-I3 (シュメール語) に似ている。

**F-F (VI -53) : 金 (Gold)**

金属としての金は UN,LI および E 法典は全く引用されてい  
ない (**Table VI -15**)。

**F-F (VI -54) : 銀 (Silver)**

通貨としての銀は E 法典で 25 か条で引用され、H 法典で  
は 62 か条で引用された。銀は主として通貨として扱われた  
(**Table VI -6**)。

銀のその他の分野 (通貨以外) の使用例は E15 と H7 だけ  
である (**Table VI -15**)。

**F-F (VI -55) : 鉄 (Iron)**

鉄は 4 法典では見いだせない (**Table VI -15**)。

**F-F (VI -56) : 病気と治療 (1) (Disease and cure)**

UN と E 法典では病気と治療または医療処置に関する条文  
は見出せない。LI 法典で 3 ケの条文、H 法典では 6 ケの条  
文が見出された。**(Table VI -16)**。

**F-F (VI -57) : 病気と治療 (2) (Disease and cure)**

LI 法典と H 法典で 9 つの病名が見つかった (**Table VI  
-16**)。

**F-F (VI -58) : 医師 (Azu)**

医師 Azu は以下の 4 つの病気の処置、手術を行った : けが  
(怪我)、目の腫瘍、骨折、および腸の疾患の治療 (**Table  
VI -60**)。

**F-F (VI -59) : 癲癇 (てんかん) (Epilepsy)**

当時癲癇治療がまだ確立していなかったので (LI16)、癲癇患者は自分のしたい様にふるまうことが許された (LI15)。 LI15 によると、「もし、‘てんかん’が神の怒りに原因するならば、患者はそれから逃げることはできないから」である。

#### F-F (VI -60) : 手足の委縮 (Atrophy)

LI28において記述されている患者の症状は眩暈 (めまい) (dizziness) と萎縮 (atrophy) であるので、著者 (上出) は患者の病気を脳梗塞 (cerebral infarction) または脳出血 (cerebral hemorrhage) と診断した (diagnose)。

#### F-F (VI -61) : 外科手術 (Surgical operation)

目の腫瘍を摘出するために、または重傷の怪我を治療するために、外科手術が医師 (Azu) によって行われた (H215)。 これ等の手術で青銅 bronze (siparrim) 製のメス scalpel (gir 2-zal) が使用された (H215)。

#### F-F (VI -62) : 整形外科的処置 (Orthopedic surgical treatment)

骨折に対する整形外科的外科の処置は Azu によって患者に施された (H211)

#### F-F (VI -63) : 腸の病気 (Disease of intestine)

腸の病気は内科の医者 (Azu) により治療された (H211)。

#### F-F (VI -64) : 医師 (Medical doctor)

外科医 (surgeon) と内科 (doctor of internal medicine) の区別はなかった。共通の医師の名称は Azu であった。(II -A.2 参照)。

#### F-F (VI -65) : 外科医の料金 (Sergeon's fee)

外科手術に対する外科医の料金は内科医の医療処置の凡そ、2 倍であった (H211, H215)。

#### F-F (VI -66) : 不治の病 (Incurable disease)

不治の病に対して、医師は直接には関わらなかった。これ等の場合「患者の病気は治らない見込みの場合は患者を注意して見守り、そして観察せよ」と勧められた。この事は医師はその当時の医療処置の明らかな限界を良く認識していたことを意味する (VII.5.4.-11)。

### 5.3 本研究によって導かれた結論 (Conclusions)

Japanese collection of the conclusions obtained in the proceeding studies

#### 5.3.1 (Part 0)<sup>1</sup>: 序論 (過去の研究と問題点)

社会階層と職業の分化についての4つの法典を解析した。

C (0-1) : 古代メソポタミアに関する47冊の専門書や一般書の内容を検討した (Table0-1a, Table0-1b)。

C (0-2) : 原著内で完訳されている法令の条文数 nt のトップ3は nt = 269 (Roth), 249 (Driver-Miles) と 248 (飯島) であった。平均 nt は上述の3つの文献を除くと4にすぎない (Table0-3a, Table0-3b)。

C (0-3) : Hammurabi-law (ハンムラビ法典) の詳細な解析に適した文献資料として上述のトップ3を選定した (Table0-6)。

C (0-4) : 過去の文献では法典の大きさと他の法令への転移については全く論じられていない。単に当該法令の題目か、せいぜい極く短い説明が文献中に与えられているのみである (Table0-6)。

C (0-5) : 従来の文献中の方法論的問題は、狭いカテゴリーの範囲、十分な証拠の欠如、心理的偏見、非定量的議論、極めて僅かの表、

図（全文献を通し、たったの 3 表）（0-1.7.1）である。

- C (0-6) : 以下の未解決問題が示された：社会階層、法令相互の関連性、人権、法的援助（0-1.7.2）。
- C (0-7) : 本研究の方法論の原理（科学的解析）が詳細に示された（0-3），  
 （Chart 0- VII -2）

### 5.3.2 (Part I)<sup>2</sup>：法典の大きさ、内容と転移

Ur-Nammu (**UN**) , Lipit-Ishtar (**LI**) , Eshnunna (**E**) , および Hammurabi (**H**) の 4 つの法典を、形態学的（大きさなど）、解剖学的（機能など）および統計学的に Part0 で確定した最も信頼性の高い database（IX -2-3 参照）を解析した。

C (I -1) : Hammurabi-law (H-law) の読解可能な全条文数は他の 3 法典の読解可能な全条文数の和よりも圧倒的に大きい（2.6 倍）（=248/95）。H-law の大きさは他の 3 法典の単純和ではない（I -5 (1) ~ (4)）。

C (I -2) : 法典よりも古い上記 3 法典の約 30 ~ 50% の法条文は H-law 法典に移転した (I -12)。しかし、移転した条文は H-law の 13% (=32/248) を占めるに過ぎない（Table I -13）。H-law は上記 3 法典のずっと遠縁の子孫と言える（Table I -13）。

C (I -3) : これらの法典の主な対象は明らかに awilum である (I -5(4), (Table II -5a, II -5b, II -6a, II -6b, II -7)。

C (I -4) : すべての読解可能な条文を 11 のカテゴリーに分類した (I -6)。このうち、8 個のカテゴリーは伝統的（H-law より古い（3 法典由来の）ものである。H 法の全条文の 22 % がこれらの伝統的カテゴリーに分類された。残りの 3 つ（人権、

社会的弱者の救済、失敗や製造物責任は H-law 法典で初めて採用されたカテゴリーである (**Table I -6 ~ Table I -6 (continued 5)**, **Table I -7**)。

### 5.3.3 (Part II)<sup>3</sup> : 社会階層と職業分化

社会階層と職業の分化について4つの法典 (Ur-Nammu (**UN**), Lipit-Ishtar (**LI**), Eshnunna (**E**), および Hammurabi (**H**)) を解析した。

C (II -1) : 法的地位を異にする3乃至4つの階層（王を含めて）の存在が明らかになった (**Table II -1**)。

C (II -2) : UN と LI には king を指す名前は出現しない。

C (II -3) : 王は最高の判決 (supreme judgement) を行い (**E56**, **E58**)、また恩赦 (amnesty) を与える権限を持つ (**H129**)。

C (II -4) : 王の権威 (H-law) は神々の委託に基づく (**II -3-2-1**)。

C (II -5) : H-law の対象は一般人 (awilum) であり、awilum に関する条文が法律の主要部分を占めている (**II -3-2-2 参照**)。

C (II -6) : 古 Babylonian 期になると、awilum の職業は殆どすべて現代の職業の中に見出される (**Table II -5a, II -5b, II -6a, II -6b, II -7**)。

C (II -7) : awilum は‘市民’、‘自由人’であり、上層エリートより、貧乏人にまで及び、社会の主要階級である (**Eq. II -7**)。

C (II -8) : この時期に、ほぼ、均質な社会より高度に不均質な社会への転換が起こった (**II -3.3.3, Table II -6, Table II -7**)。

C (II -9) : どんな awilum も、彼の職業、財産、社会的地位に拘らず完全に同じ法的地位（権利）を保有する (**社会科学雑誌、12, p120 (2015)**)。

C (II -10) : Ur-Nammu および Lipit-Ishtar 法典には mushkenum に関

する条文はない（**II -3.4.1**）。

**C (II -11)** : Sumer 社会では、mushkenum はある特別（特殊）な法的地位を持つ一つの社会階層としては存在しなかった（**II -3.4.1**）。

**C (II -12)** : mushkenum は Akkad 時代にはある特殊な少数グループのように見える（**II -3.4-1**）。mushkenum は awilum と同等（財産権、居住権、家族）（**II -3.4-2.A**）、もしくは awilum より優位（法的保護、・・・）（**II -3.4-2.B**）、または下位（傷害、医療過誤に対する賠償、・・・）（**II -3.4-2.C**）など、の法的地位を有した。

**C (II -13)** : 非常に明白な法的地位の差が奴隸と mushkenum の間には存在した（**II -3.4-2- (1) と (2)**）。

**C (II -14)** : H 法典では awilum 階層の崩壊を引き留めるよりはむしろ、それを防ぎ得ないものとして受け入れているように見える。

**C (II -15)** : 奴隸の所有権をマスター（主人）、宮殿、mushkenum 及び女性（妻）が持った（**II -3.4-2. : E50, H175, H176, H219**）。

**C (II -16)** : 法典より奴隸の値段が推定された（**Table II -11**）。平均売り値は  $20 \pm 5$  siglu である。

**C (II -17)** : 奴隸一人を購入するためには、平均的労働者が 600 日間労働する必要があった。奴隸もある程度の法的権利を認められた（**II -3.5.6**）（例：（1）動産、不動産を作る権利（**II -3.5.6 (1)**）、（2）結婚する権利 - **II -3.5.6 (2)**）、（3）その他、相続権、医療、罰金等（**II -3.5.6 (3) , (4)**）。

**C (II -18)** : 高い人口密度と灌漑農業に必要な高度に洗練された技術（国家規模の運河開発・運営や、犁を用いた個人（家庭）単位

の耕作)は奴隸の単純、単調な労働を必要としなかった(II -3.6.2)。

C (II -19) : 職業の分化は時代と共に加速的に進んだ。UN → LI → E → H (II -4.1) . (Table II -13a, II -13b, II -14)。

#### 5.3.4 (Part III)<sup>4</sup> : 法的手続き、刑法と民法

訴訟法、刑法および民法について UN, LI, E および H 法を解析した。この際、written law の成立の歴史についても考察し、written law の発生、成長の条件を議論した(III -3.1)。

C (III -1) : トーケン (token) とその進化物 (cuneiform script) は主として農業において実際的に必要なために形成された (Fig. III -1)。

C (III -2) : written law の発生は、その前提条件として書式の改良簡素化と日常生活における writing の普及がある (Table III -3.1; Step (1) ~ Step (7) , Fig. III -1 ; I ~ VIII)。

C (III -3) : 法令としての寿命が 14 年と短かった E 法典 (エシュヌンナ法典) を除くと、古代法典の寿命の長さは 90 ~ 160 年であった。

C (III -4) : 新規征服地 (例、Larsa) に対し新バビロン法 (H 法もしくはそのプロタイプ) が、征服後直ちに適用された (III -3.2, III -3.3)。

C (III -5) : Hammurabi 法では神官 (priest) は法廷では重要な役割を果たさなかった (許されなかった) (III -4-3.2 参照) . Priest に相当するアッカド語は法典では見出せない (Table III -5 参照)。

- C (III -6)** : 法の条文が、〔神〕という言葉か、〔神の前で〕を意味する文章を含む場合、法廷の場所は宮殿と想定された。
- C (III -7)** : 3つの先行法典 (UN, LI と E 法典) には法的訴訟を規定する条文は存在しない (**III -5.1**)。
- C (III -8)** : 訴訟の手続きが H Law で初めて明記された (**Fig. III -2**)。
- C (III -9)** : H 法典は明らかに証拠主義に基づく。この点では以前の神判とは本質的に異なる (**Table III -7, H1, H2, H23, H182, H188**)。
- C (III -10)** : testimony (証拠) (立証)、evidence (証拠)、witness (証人) などという術語が世界で初めて H 法の条文に現れた。これ等の熟語は現行法においても採用されている (**III -5.1**)。
- C (III -11)** : H 法典において 判事(judge) の任務が初めて記述された (**III -5.1**)。
- C (III -12)** : 判事の義務の一つは double jeopardy (同じ案件を 2 度審議すること) の禁止である (**IX -5.2**) (**H5**)。
- C (III -13)** : H 法典では double jeopardy の禁止の原型を持つ条文 (**H5**) がある (**IX -5.25. 参照**)。これは現在の法体系の基本的原则の一つである (**Article 39 of the constitution of Japan**)。
- C (III -14)** : ランク (status) を異にする 数種類の法廷 が存在した (**III -4.3.3.B**) , (**III -5.3.**)。
- C (III -15)** : Summary Court は少なくとも部分的に一種の判事の機能を持つ (**III -5.3**)。
- C (III -16)** : 市民集会は法廷の機能を持った (王が委託した場合)。
- C (III -17)** : 前項の集会のメンバーは一種の疑似弁護士の役割を果たした。判決は出席物の同意の下に下された (**3- 4. 3.3.B**)。

- C (III -18) : 宣誓 (oath) が H law において最初に現れた (III -4.3.4、  
**Table III -6**)。これは数千年後の現在に至るまで続けられている (III -4.3.4)。
- C (III -19) : 偽証 (perjury) は H law では重罪である (H3)。
- C (III -20) : 原告の立証責任と被告の反証義務が H 条文で明記された (III -5.1 (2))。
- C (III -21) : 犯罪被害者に対する公的援助を与える世界初の条文 (H23 と H24) がある (III -4.4.1A)。
- C (III -22) : 医療過誤 (malpractice) に対する補償が初めて法制化された (Table III -18)。
- C (III -23) : 家屋やなどの不動産に対する不法な損害行為は補償されるべき対象と認識された。 (product liability) (Table III -19)。
- C (III -24) : H law において法的援助の対象になる社会的弱者は : (1) 戦争捕虜の家族 (H24, H27, H30, H32, H133, H134, H135 ; III -4.4.1.D (i))、(2) 戦争捕虜の子供 (H28, H29 ; III -4.4.1.D (ii))、(3) 洪水被災者 (H48 ; III -4.4.1.D (iii))、(4) 干ばつ被災者 (H48 ; III -4.4.1.D (iii)) (III -4.5.3) である。
- C (III -25) : H law において人権に対する胚芽的概念が生まれた :  
(1) 生存権 (III -4.4.2.A ; H128, H152, H172, H175 H176)、  
(2) 所有権, 売買権 (財産権) (III -4.4.2. ; H7, H8, H15 ~ H20, H21 ~ H36, H26, H34)、(3) 相続権 (III -4.4.2.C ; H150, H162, H163, H165, H166, H167, H170, H171, H174, H177 ~ H183)、(4) 訴訟権 (III -4.4.2.D, H1, H2, H3, H4)、(5) 法の下に平等である権利 (III -4.4.2.E ; H6, H8)、(6) 契約の自由 (III -4.4.2.F ; H47) (III -4.4.2.)。

- C (III -26)** : H law の全条文は常に完全に矛盾しないわけではない（相互矛盾の例）。（III -4.4.3 ; (H8 vs. H6)）。
- C (III -27)** : H 法典において見いだされた4つの刑罰は（1）死刑、（2）体罰、（3）罰金、（4）追放である（III -6.1）。
- C (III -28)** : 刑事訴訟上の不正直（不公正）は死刑になる。4つの条文（H法） H1, H3, H10, H11. (Table III -10)。
- C (III -29)** : H 法典は単一の犯罪行為の多数の例を示しているが、これ等の例でも実際の法廷での判決の判断とする条項として引用するのには不十分である（III -6.3）。
- C (III -30)** : 正式の婚姻成立の条件は同棲（UN）→一定期間の同棲（LI）→書面による宣誓（H）と進化した（III -7-1）。
- C (III -31)** : Retaliation law（報復法）が適用されなかつた例外がある（Table III -14）。この場合は罰金の支払いが許された。
- C (III -32)** : 窃盗犯人の神殿や宮殿への侵入やその盗品の販売は重大な犯行と見做された（H8, H9 ;Table III -9）。
- C (III -33)** : 医師や獣医師によって犯された医療過誤が世界の歴史上初めて犯罪と認知された（Table III -18、III -6.5）。
- C (III -34)** : 製造物責任（例、2つの代表的な不動産である家や船）が H 法で初めて承認された。（Table III -19）。
- C (III -35)** : 日本刑法 (JPC) の 15 個の条文（JPC 130, 169, 172, 177, 188, 193, 199, 204, 205, 209, 226, 224, 235, 236, 262）は、1つの Ur-Nammu 条文 (UN1)、1つの Lipit-Ishtar (LI1) 条文および 27 個 Hammurabi 条文（H1, H3, H8, H14, H21, H22, H114, H196 ~ H208, H210）から遺伝したものである（Table III -20）。
- C (III -36)** : 離婚の許可条件の具体例が示された（Table III -24）。また離婚慰謝料が法的に規定された（Table III -25）。

- C (III -37)** : 古代メソポタミア社会を構成する最小単位は一夫一妻制、  
すなわち、夫と妻の組み合わせで形成される家庭である。
- C (III -38)** : 夫と妻の社会階層に無関係にどのような両者の組み合わせ  
(理論的に9つのタイプ) も容認された (奴隸の夫と自由  
人の妻の組み合わせも可) (**III -7.2.1**)。
- C (III -39)** : もし夫が奴隸の生んだ子を認知しない場合、その子と母(奴  
隸) は自由人になった (**H171**)。
- C (III -40)** : 農場の広さは当時の高い灌漑—耕作法に適合しているよう  
に見える (**VI -3.1.2**)。
- C (III -41)** : 個人(夫)の私的資産は彼の妻と子供達 (有資格者には正  
妻の子供 (勘當されていない子供 (**H164、H165 参照**))  
と認知された奴隸の子供) が以下の2つの原則に基づいて  
相続された。
- (1) 均等分割相続 (equal share succession) と (2) 長子  
相続 (primogeniture) (**H165**)。 (父親が選択権を持った:  
父親が長男を特に気に入った時は (2) を選んだが。し  
かし (2) だけはあり得ず、(1) の分も留保された。留  
保された分に (1) が適用された (**H165**)。 (2) は (1)  
に基づく貧困化の防止対策かも知れない。
- C (III -42)** : 妻はしばしば生前贈与 (gift inter vivos) を夫の生前に夫  
より贈与 (正確には、贈与の約束の文書 (粘土板)) され  
た (**H150、H171**)。
- C (III -43)** : 認知された奴隸の子 (bastard) は他の兄弟達 (嫡出子)  
(legitimacy) と同じ分け前 (share) (の父の遺産) を受領  
した (**H170**)。ただし、嫡出子は選択の優先権を持つ  
(**H170**)。
- C (III -44)** : もし妻が持参金 (dowry) を持たない時は (実父が娘の結

婚時に渡さなかったか、渡せなかった）妻は子供と同じ額の分け前を相続する（H172 ?）。

### 5.3.5 (Part IV)<sup>5</sup> : 契約と商法

この章では経済法と農業法に関する以下の項目を詳細に検討した。

(1) 記録媒体としての Cuneiform 板 (IV -3)。

(a) 粘土板の材料と製法 (IV -3.1.2)、および書き方 (IV -3.1.2A) と書き手 (IV -3.1.3B)、保管場所 (IV -3.1.2C)。

Old Babylonian 時代、一般人が作成した諸契約例 (IV -3.1.4) (Table IV -1)

(b) 売買契約（土地、家屋などの）(IV -3.2)

(c) 地主と借地農との間の借地契約 (IV -3.3)

(2) 通貨としての銀と大麦 (IV -4.2)、(3) 賃金、報酬と賃貸契約 (IV -5.1)、(4) 商人 (IV -6)、(5) 地主 (IV -6.4)、(6) その他 (IV -6.3, IV -6.5)。

その結果、以下の知見を得た。

C (IV -1) : 契約は粘土板の上に刻まれた。粘土板という語は「契約」と同義語である (Table III -7)。

C (IV -2) : cuneiform script (wedge-shaped) の書法が例外なしに採用された (IV -3.1.2A)。

C (IV -3) : 一般人は cuneiform script 書法の読み書き（少なくとも読みは出来たであろう (IV -3.1.2B)。cuneiform の簡素化と私塾の普及が一般人の比較的高い読解力を実現させた (IV -3.1.2)。

C (IV -4) : 私的な契約が当時の社会経済活動の根幹的要素を構成した (III -4.4.2.E, IV -3.1.3B)。

- C (IV -5) : 「契約書」は契約者それぞれの個人の家で保管された (IV -3.1.3C)。
- C (IV -6) : Old Babylonian periodにおいて個人が彼の一生涯の間に作成したであろう種々の契約がまとめられた (Table IV -1)。
- C (IV -7) : 全社会階層 (awilum, muskenum や奴隸も含めて) は財産の購入、売却の権利を持つ (III -3.4, III -4.2, III -3.5.6), 但し、例外例もある (Table IV -3.2). 王が兵士、警官および収税吏に授与した農地および家屋を他人に売却するのが禁じられた (Table IV -2)。
- C (IV -8) : 上述の禁止に対するいくつかの例外条項がある (IV -3.2 ; H28, H29 など)。
- C (IV -9) : 実際の売買契約記録から primogeniture (長子相続) の原則はむしろ制約されていたように見える (IV -Appendix -A (Table))。
- C (IV -10) : 各家庭についての多数の借地農 (tenant) 契約は本人の住居地において保管された。これ等の契約は王朝が変わっても、ある時は有効であると判断された (IV -3.3)。(C (IV -5) 参照)。
- C (IV -11) : 借地農契約は土地家屋の売買契約と共に極めて重要な契約であり、これは各自の家 (home) において注意深く保管されるべきものであった (IV -3.3)。
- C (IV -12) : 前王朝の有力支持者が没落しても sub-tenant 契約はそのまま有効であった。(例 Larsa) (IV -3.3)。
- C (IV -13) : 結局、経済活動の大部分は多数の契約の存在によって保証された (IV -3.4)。
- C (IV -14) : もし契約不履行 (violated contract) が起これば、そのようなことは経済犯罪とみなされた (IV -3.4)。

- C (IV -15)** : 1 グルの大麦は *a priori* に銀 1 siqlu (シクル) に等価とみなされた (IV -4.1, eq. (1), Table IV -5)。
- C (IV -16)** : 悪い気候や天災などが原因となって 大麦の供給不足が起こった場合は大麦は暴騰した (IV -Appendix B)。
- C (IV -17)** : ハンムラビ法典には先行 3 法典同様に 通貨としての銅という単語は一度も見出せない (Tomimura 説の否定) (IV -4.3)。
- C (IV -18)** : 銀は 11 のカテゴリーの極めて広範囲に使用され、農業以外のほぼ全社会生活をカバーした (Table IV -7)。
- C (IV -19)** : 大麦は比較的限定されたカテゴリーでのみ使用された (Table IV -8)。
- C (IV -20)** : 大麦は農業とそれに関する分野だけに使用された。ハンムラビ時代では大麦はもはや単なる補助（銀の）通貨である (IV -4.4)。
- C (IV -21)** : 第 3 の通貨のゴマである (IV -4.4, H51)。
- C (IV -22)** : Eshnunna の法律によると借金した人が返金用の銀を持ち合わせないときは貸主に銀の代わりに 銀と同価値の大麦を返却することが出来た (IV -4.4, H51)。
- C (IV -23)** : 1 マナは 505gram 銀。1 ゼは 47mg 銀である (IV -4.4)。
- C (IV -24)** : 時間の単位は年、月、日である。週は古代 4 法にはない (旧約聖書に初めて週が出てくる) (旧約聖書 Exodus20:9 および 10 参照)。
- C (IV -25)** : 年俸は殆んど、大麦ベースで支払われた (IV -5.1.1 ,Table IV -9)。
- C (IV -26)** : 日雇い労働者の月給は 1 シクル / 月 (Table IV -9)。
- C (IV -27)** : 1 ~ 1.5 年間の操業費用は職人の収入? (Table IV -9 (continued))。

- C (IV -28) : 日雇い労務者の賃金は冬の中期～晩春期の方が、夏～初冬期より高い (Table IV -9 (3) ; IV -5.1.3)。
- C (IV -29) : 医者の収入は予想通り、非常に高い (Table IV -9-C (continued)、IV -5.1.4)。
- C (IV -30) : ハンムラビ法典では商人 (tamkarum) に関する条文が主となる (IV -6)。
- C (IV -31) : Old Babylonia 時代、農民 (地主) と商人が社会の構成主要メンバーになった (IV -6.1)。
- C (IV -32) : 商人は一般人、小売商人、借地農民とも密接な関係を持った (IV -6.2)。
- C (IV -33) : Old Babylonia 時代の農業と商業の関係が示された (Chart IV -2)。
- C (IV -34) : Old Babylonia 時代の商人は一種のプロト・銀行業務 (IV -6.2.1) 活動 (主として賃金) をした。事業に対する金融 (IV -6.2.1B, IV -6.2.1C) と長距離貿易に対する金融 (IV -6.2.2) を行った。
- C (IV -35) : メソポタミアの特異な自然環境が技術的進歩を加速し、加工産業を育てた (IV -6.2.2 : Type 1, Type2)。
- C (IV -36) : 商人と農民の間の契約違反例が示された (Table IV -12, Case 1 ~ Case 4)。
- C (IV -37) : H 法には地主と商人の関係は示されていない (IV -6.4)。
- C (IV -38) : 古代メソポタミア時代には商人には商官 (merchant officer) と他の民間の商人 (civil merchant) の2種類の商人が存在した (IV -6.4)。
- C (IV -39) : land lord (地主) は商人より上位とみなされた (IV -6.4)。
- C (IV -40) : 市の行政は富裕商人の中から選ばれた市長に (王より) 委嘱された (IV -6.5)。

### 5.3.6 (Part V)<sup>6</sup> : 先史時代のメソポタミア遺跡

多数の他の考古学者によって発掘された代表的な86の遺跡 (site)についての時期、場所、大きさ、高さなどの知見を整理して、基本的データベースを構築し、以降の本研究解析に利用した (**Table V -3a** ~ **Table V -3n**)。

**C (V -1)** : Mesopotamia (メソポタミア) の地図上に遺跡の分布を示した (**Map 1 ~ 4**)。

遺跡 (site) と立地 (高度) (**Table V -5, Fig 1 ~ 4**)、巨大遺跡 (site) (**Table V -7c**) 新しい site (**Table V -13**)、大河の堤防に位置した site (**Table V - 6**)、天水農業を可能とする限界の年間降雨量 200mmに相当する遺跡などを示した (**Table V -14**)。

**C (V -2)** : Hassuna 期にすでに site は Diyala 谷の川岸に達し、site は全 Hassuna 期を通じて、その後も存続した (**V -4.1.4**) (**Map3,4**)。

**C (V -3)** : 勿論、もともと Hassuna-Samarra の地域は連続的に徐々に Halaf 地域に転換した (**V -4.1.4 (c), (d)**)。

**C (V -4)** : Euphrates basin (ユーフラテス谷) はこの時期は、まだ完全には開発しつくされなかった (**V -4.1.4 (d) - (8)**)。

**C (V -5)** : Halaf 期において site は Hassuna -Samaarra 地帯をはるかに超えて、最西地域へと広がった。

**C (V -6)** : Halaf 後期になると、もう開発できる余地はなく、Mesopotamia の経済は、簡単には克服できない危機的な困難に直面した (**V 4.1.4 (9)**)。

**C (V -7)** : 非常に長い span でみると、site は山岳地方→高地平原→山

麓 (foothill) → 低地平原へと移動した (V-4.1.5 (a))。

C (V-8) : 小麦と大麦の栽培種化が突然変異により起こった (V-4.2.1 (a))。 (TableV-11 参照)。 Hassuna 期 (6,000 ~ 5,000BC) より以前の Early Neolithic (EN) 期 (7,250 ~ 6,000BC) に小麦 (einkorn および emmer 小麦) と大麦の家畜化が起こった。

C (V-9) : サイトの寸法 (大きさ) は 1ha (ヘクタール) 以下から 18ha まで変動した。 (TableV-7a)。

C (V-10) : Site の成長期では多数の小 site 群がより大きな site に吸収されてその結果、新しく巨大 site (>10ha) が出現した。

C (V-11) : Halaf 期では Tigris 河と同様に Euphrates 河の堤防 (bank) も利用された (TableV-6)。 (栽培用の灌水)。

C (V-12) : Halaf 期において、巨大 site が発生した (C (V-9) 参照) (TableV-7c)。

Halaf 期以前に発現した巨大 site の例外は Early Horocene 期に生じた Granzi Dareh、Asiab、および Abu Hüreya である (TableV-7c)。

C (V-13) : Halaf 期において 5 つの 12ha よりも広い地域を占める巨大 site が見出された (V-7-12 参照) (TableV-7c)。

C (V-14) : 人々は同じ site に数百年~1千年またはそれ以上の長期間、住み続けたことがあることが明らかになった (TableV-7d)。

C (V-15) : すべての住居の材料はその地方の生産物であった。基本的にはこれ等の材料は土 (soil) と草木 (weed) で作られた。壁土 (plaster) がしばしば壁を塗るために利用された。Mesopotamia の家はその時代には白く塗られた土の煉瓦 (brick) で作られた (TableV-8a ~ V8c)。

- C (V -16)** : 住居は土または岩に孔をあけて、その孔に柱を立てて作った小屋より、土台の石 (ground stone) の上に柱を立てて家を作る方式へと進化した (**TableV-9a ~ TableV-9c**)。
- C (V -17)** : 家の形は次の様に変化した；円形 (**circular or round**) → 四角 (**rectilinear**) (**TableV-9a ~ TableV-9c**)。
- C (V -18)** : 家は一部屋 (single room house) より多数 (100) の部屋のある家 (multi-roomed house) まで変化した (**TableV-9a**)。
- C (V -19)** : *ç a y ö n ü* (**TableV-3b、no.14**) の家は空気循環設備 (食料の貯蔵のため) と加湿 (温調) システム (冬の部屋の加熱) を備えていた (**TableV-9a**)。
- C (V -20)** : 小麦と大麦の domestication が突然変異 (mutation) で EN 期に起こった。この突然変異により、熟した麦を選び分けて一本ずつ手で摘む従来の採集方式 (gathering) をすべての麦を一度に刈り取る栽培式 (farming) に進化させた。この栽培方式が食料の大量生産を可能にした。

### 5.3.7 (Part VI)<sup>7</sup> : 農業法と報復法

Canal-irrigation farming (運河水灌漑農業) が良く知られている古代メソポタミアでは農業が最重要産業であった。しかし、どのように、何時、何処で、この種の農耕が発展したかはまだ十分には明らかにされていない。

本章の前半では運河一農耕農業の成熟期における光と影を明らかにする (**VI -3**)。

本章の後半では the law of retaliation (「目には目を」の法律) を詳しく議論する (**VI -4**)。すなわち、

1. Hammurabi 法典は retaliation law (報復法) か? (VI -4.1)

2. Hammurabi 法典の旧約聖書への移転の詳細 (VI -4.2)

3. the law of retaliation は果たして残酷な law か? (VI -4.3)

について議論した。

C (VI -1) : 乾地農業から降雨水利用農業へ、更には運河を基礎にした  
運河水灌漑農業へ (VI -3.1.1 (A) ; Chart VI -1) と発展した。

C (VI -2) : 食料の獲得と再生産のシステムの進化のルートが提案された  
(VI -3.1.1 (A))。

(I ; 恐れ→II ; 自然の消極的利用→III ; 積極的利用→IV ;  
自然の改造)。

C (VI -3) : プロト灌漑耕作が雨水、池の水、孔に溜まった泥水、自然  
の水などを利用して進化した (VI -3.1.1 (A))。

C (VI -4) : 大規模 遠距離水路網が建設され、これは  
①灌漑水を農地に供給するため  
②舟による航行  
③洪水に伴う予想された水害を軽減の目的  
で利用された (VI -3.1.1 (B))

C (VI -5) : 灌漑農業と雨水利用農業が詳細に比較された (VI -3.1.1 (B) ;  
Table VI -1)。

C (VI -6) : H 法の中で自作農に関する条文は唯の1つ (H47) のみ (VI  
-3.1.1 (A))。

C (VI -7) : Ur Ⅲ王朝で利用された集団労働は粗雑で単純な耕作には適  
していたが、高度に洗練された運河の経営・灌漑耕作には  
適用できなかった (VI -3.1.1 (A))。

C (VI -8) : 王宮や王族による大規模経営はハンムラビ時代になると今  
や面倒で、低効率、しかも高価になった (VI -3.1.2 (A))。

- C (VI -9)** : 土地の授与（王の署名付き）証（受領者名も銘記）が予め王より王立農場の全従業員に与えられた（VI -3.1.2 (A)）。
- C (VI -10)** : この時代の奉仕（サービス）は中世イングランドの領主への農民の奉仕とは厳密に区別すべきである（VI -3.1.2 (A)）。
- C (VI -11)** : 食料生産方式は、Ur III期より Old Babylonia 時代に至る間に、公的機関における集団労働から私的な借地（または、自分自身の土地）農（業）へと変換した（Chart III -3）。これがBC3000年紀から始まった「貧困化」のプロセスである。借地農民はどんな結果に対しても全責任を負った（VI -3.1.2 (A)、VI -3.1.3）。
- C (VI -12)** : ハンムラビ期の借地農は灌漑方式による穀物栽培に関するある程度の専門家であり、また彼等は playing manager でもあり、決して単純労働者ではなく、ましてや、奴隸などではない（VI -3.1.2 (A)）。
- C (VI -13)** : 灌漑技術が導入された後でさえ、「休耕」(fallow) は大変重要であった（VI -3.1.2 (B)）。
- C (VI -14)** : 運河網の建設と修理・補修は耕作のオフシーズンにおいて実施された（VI -3.1.3）。
- C (VI -15)** : 水路に沿った所有者はこれ等の堤防の維持に（自己の所有する農地が直接接する堤防）責任があり（VI -3.1.3）、この規則は、より広い水路にもそのまま適用された（VI -3.1.3）。
- C (VI -16)** : 運河は常時、王の官吏によって管理・運営された（VI -3.1.3）。
- C (VI -17)** : (15、16 の) 労働には多数の雇用労働者が必要であり、彼らには大麦が賃金として支払われた（VI -3.1.3）。

C (VI -18) : メソポタミアにおける洪水に関する、いくつかの気象学的および地理学的な特質が示された。

C (VI -19) : Nippur、Issin、Shuruppak、Adab、Umma、ZabAlam、Bad、Tibura、Urum、Larsa を含む Sumer における運河網の場所は殆ど 1000年間にわたって有意には変化したようには見えない (上出) (VI -3.1.4 (A))。

C (VI -20) : 隣人が本人が管理責任を持つ水路を、怠慢のために、きちんと維持しなかったために蒙った農民の被害は完全に犯罪者本人 (隣人) によって弁償されるべきである (H53, H54, H55 と H56)。上述の損害は一種の経済的反乱と考えられた。

C (VI -21) : 地主と農民との開墾に関する 基本契約は通常3年間有効であった (H44)。

C (VI -22) : 土地の所有者は洪水後、彼は所有権を失い、もはや当然の権利として農夫は彼の家屋や家畜の (洪水による) 損失に対する国のいかなる公的援助を期待することはできない (Table VI -4)。

C (VI -23) : 南部メソポタミアの小麦栽培は、いわゆる‘塩害’で衰え、結果的に大麦栽培に転換した。 (すなわち、炭酸カルシウム (白色微粉末) の耕地の土壤表面への蓄積は、イネ科植物の根の導管を通して水が通ずるのを大幅に妨げ、結局、小麦は最終的に枯死したので栽培は大麦に転換した (VI -3.1.5. (B), Table VI -5)。

C (VI -24) : 長いスパンで見ると、穀物の灌漑耕作は衰えた。 たとえ以前と全く同一の耕作技術をきちんと守っていても (VI -3.1.2 (B), VI -3.1.5 (B))。

C (VI -25) : 運河による灌漑耕作のネットワーク・システムは、明白に

古代メソポタミア文化の源泉である (VI -3.1.6)。

- C (VI -26) : 農夫個人はこのシステムの末端の維持に完全な責任を負い、また王は灌漑用水供給の全システムに責任を負った (VI -3.1.3)。
- C (VI -27) : Hammurabi 法典には、借地農の商人に対する負債に関する多くの条文がある (H48, H49, H50 ; VI -3.1.2 (A) 10)。
- C (VI -28) : 大麦、ナツメ (date) ヤシの木、ゴマの栽培が、その時代の農家で中心的役割を果たした (VI -3.2.1 (A) 3)。
- C (VI -29) : デートヤシの植林は、殆ど農夫とは別の専門家庭師 (園芸家) によって地主との間で同意した契約に基づいて、実施された (VI -3.2 (A) 4)。
- C (VI -30) : 農業経営の成否は個人の努力に加えて、よく変わる気候や天候によって決まった (VI -3.1.2 (B) 1 ,5, 6) や (VI -3.2.1 (A) 5)。洪水、津波、旱魃 (VI -3.2.1 (A) 6, 7)。
- C (VI -31) : 加えて、個人の資質も無視できない (VI -3.2.1 (A) 8)。隣人の耕作怠慢に基づく、あり得るべき損害 (H43, H44) と水路の欠陥のある保守 (H53 ~ H56) は、厳格に弁償された (VI -3.2.1 (A) 8)。業態の転換 (自作農→小作農へ) は、農夫自身によって決定された (H47, VI -3.2.1 (A) 9)。
- C (VI -32) : 荒地 (不毛の) を農地に変換するための契約は、約 3か年有効であった (H44 ; VI -3.2.1 (A) 11)。契約が地主と開拓者の間で結ばれた (VI -3.2.1 (A) 11)。
- C (VI -33) : 借地農さえも自己の経営結果に対して全責任を負った。最終的には自分自身さえも (奴隸に) 売った (H54 ; VI -3.2.1 (A) 13)。
- C (VI -34) : 農夫によって犯された他人への損害に対する農民の賠償は厳格に徴収された (VI -3.2.1 (A) 14)。

- C (VI -35) : 多数の家がお互いに引っ付いて建てられ、人々は過密に住居した (VI -3.2.1 (A) 15、 VI -3.2.1 (A) 18)。
- C (VI -36) : 一般人の識字率はかなり高く、特に読解力が高いことが示された (VI -3.2.1 (A) 15)。
- C (VI -37) : 農民と彼の隣人は個人問題では共同責任は負わなかった (VI -3.2.1 (A) 17)。
- C (VI -38) : 農地が完成した後は開墾者は地主との間の新しい契約に基づいて借地農になった。 (VI -3.2.1 (B) 4), (Chart VI -4)。
- C (VI -39) : 庭師(園芸家)は野原(または荒野)を5年間で庭園(garden)に転換する契約を地主と結んだ (H60, H63; VI -3.2.1 (B) 5)。
- C (VI -40) : 椰子の栽培は穀物の耕作よりもむしろ容易な仕事であった。彼(園芸家)(庭師)は降雨量の少なさや洪水を心配する必要はなかったからである (VI -3.2.1 (B) 7)。
- C (VI -41) : 以下の3つの契約のケースが示された。
- 借地の契約 (VI -3.2.2 (A))。
  - 売買契約 (VI -3.2.2 (B))。
  - 労働者の雇用契約 (VI -3.2.2 (C))。
- C (VI -42) : 貧困化が重大な社会問題になった (VI -3.2.2 (D) 2)。
- C (VI -43) : Hammurabiと彼の後継者達は貧困者を救うために、借金の棒引きの法令を数回発令した (VI -3.2.2 (D) 3)。
- C (VI -44) : 荒地の開発についての契約は3年間有効であった(前出,32)。怠慢(3年以上長い放棄)は契約違反と見なされた (VI -3.2.3, Table VI -6)。
- C (VI -45) : 農地の借料が地主に契約締結と同時に支払われた場合、その後、たとえ洪水による被害があつても農民が責任を持った (Table VI -6 (B1))。

**C (VI -46) :** **C (VI -45)** で借料が地主に支払われなかった場合、あるいは収穫の分割は地主と農民の間で分割された (**Table VI -6 (B2)**)。

**C (VI -47) :** 隣人と同一の待遇は Hammurabi 法典の原則である。特定の農民に対する特別待遇をする特例は許可されなかつた (**VI -3.2.3.7、VI -3.2.3.8, Table VI -6 , B5, B6**)。

**C (VI -48) :** 約 3000 ~ 4000 年前に作られた契約は基本的には現代の契約と同一である。今日の契約に必要なすべての項目が古代の契約においても含まれている (**VI -3.2.3.9**)。

**C (VI -49) :** 運河水を灌漑に利用する農業を円滑運用するために、システムの末端 (水路) が注意深く維持される必要があった (**VI -3.2.3.9**)。

**C (VI -50) :** もし、庭師が上述の conversion (開墾) を荒野 (ムアー) より始めるならば、その庭師は余分の賞金として 10iku の面積当たり 10gur の大麦を受領する (**VI -3.2.5.2 ; H63**)。

**C (VI -51) :** 園に対する灌漑に過度な注意は不要である (**VI -3.2.5.6**)。

**C (VI -52) :** デートヤシ (椰子) (palm tree) は食料として多くの利点がある (**VI -3.2.5.7**)。

**C (VI -53) :** 農産物 (椰子) のプロセス化 (処理) は未だ当時は萌芽期ではあったが結果的に加工食品工業を生んだ (**VI -3.2.5**)。新しい価値が一次生産品 (date フルーツ) に付加された (**VI -3.2.5**)。

**C (VI -54) :** 地主と庭師 (園芸家) との間の契約の詳細とその違反例が示された (**Table VI -8**)。

**C (VI -55) :** ある人物 (加害者) がある経済的損害を第三者 (被害者) に与えた時、加害者は補償金として商品のある量 (被害者の実損失の  $\chi$  倍) を被害者に支払う (**VI -3.2.6.1**)。

C (VI -56) : アッカド語の動詞 ‘iraddiin’ が fine (科料) に対して用いられた (H law 法典) (VI -3.2.6.1)。

C (VI -57) : H law 法典中の ‘支払’ (pap) または補償 (Compensate) を意味するアッカド語 ‘iadddiin’ の使用が上述 (56) の  $\chi$  の値に密接に関係する (Table VI -9)、(VI -3.2.6)。

C (VI -58) : H law 法典で the law of retaliation は、加害者も被害者も共に awilum (アヴィラム) (自由人) である場合に限り適用された (Table III -12、VI -4.1)。他の場合には、たとえ H law 中でも substitute payment (代物支払) を利用するのが許可された (Table VI -9)、(Table VI -10)。

UN (ウルナム) 法や E (エシュヌンナ) 法には retaliation の条文はなく、すべての場合 (どんな傷害殺人を除いて) に対しても代物支払が利用された (Table III -12)、(Table VI -16)。

この事実はメソポタミアにおいては the law of retaliation が H law 中で初めて採用された事を示唆する (VI -4.1)。

C (VI -59) : H law と聖書の Exodus を比較すると、9つの事項 (item (条文)) の中で、聖書の 3 条文は H law よりもずっと厳しく、他の 3 つの事項は両者とも厳格さは同程度である (Table VI -11)。したがって、これら 2 つの法典? (H law と旧約聖書) は、ほぼ同じ性格のものと結論できる (Table VI -11)。

C (VI -60) : キリストが生存していた時は普通のひとにはハンムラビ法典の第 196 条が約 800 年も以前に発布されていたことは全く知られていなかった (VI -4.2)。

C (VI -61) : UN の殺人に関する条文 (UN 1) において、the law of retaliation (報復法) が厳格に適用された。H law を含めて、

UN 以外の law code でも殺人に対して死刑が適用されたのは間違いない (**Table III -8**)。Old Babylonia 時代に職業分化が起り、これが初めて富める者と貧しい者との格差を生じた (**Table II -14**) (**VI -4.6 参照**)。

- C (VI -62) : ハムラビ法典は公正 (equity) と対等の原則に基づく (VI -4.3)、そしてどんな ‘ひと’ も均等な価値を持ち、しかもその価値は量り知れなく、金錢では置き換えられない。この意味で報復法は真の救貧法である (VI -4.3)。
- C (VI -63) : 家畜に関する条文 (H 法) の内、64% は ox (去勢牡牛) に関するものである。馬についての条文は無い (**Table VI -13**)。
- C (VI -64) : date palm の植林は非常に繁栄し、シュメール時代や古代バビロン時代では普及したが。一方、樹木についての条文文献は非常に少ない。**Table VI -14** の item (小麦) の引用は皆無である。
- C (VI -65) : 古代メソポタミア (Old Babylonia period) における重要な食物は大麦とゴマであった (VI -3.2.1 (A) 3, Table VI -4)。
- C (VI -66) : 医療 (治療) は合理的アプローチに基づいた (VI -5.4 (13))。  
現代の医療と当時のそれは原理と原理的には類似している (VI -5.4 (13))。
- C (VI -67) : H law の法廷では神の裁きは存在せず、合理主義が原則であった (**VI -5.4 (14)**)。

### 5.3.8 (Part VII) : 本研究のまとめ

- C (VII-1)** : 7つの論文（本研究）（Part 0～Part VI）の全体の総括が行われた。
- C (VII-2)** : 過去に発表された諸研究は法典の逐語訳とその解釈の段階に止まり、その解釈はどの研究でも未達である点を考慮して、最も信頼できる逐語訳の業績を選択した。（VII 2.1）。
- C (VII-3)** : 上記の4法典（UN, LI, と E と H）の条文の形態学的、解剖学的、統計学解析を系統的に行った（I～VI）。
- C (VII-4)** : 7つの新しい解析法が考案され、本論文で適用された（VII-2.1）。
- C (VII-5)** : UN（ウルナンム）法や LI（リピトイシュタール）、E（エシュヌンナ）、およびハンムラビ（H）法典を相互比較検討した。（20個の表にまとめた）（VII 2.1）。この結果、H-law の特質を明白に理解された。
- C (VII-6)** : 上記の法典をより可視化するために、110表、2図、7地図、4チャートを主論文中で作成した。表、図のこれらの数は、現在までに発刊された全文献で引用された総計3表、図ゼロ、地図ゼロ、と比較できる。
- C (VII-7)** : 過去の研究での未解決の諸問題（例えば、0-1.7.2.a-e）は本研究において確実な知識に変わった。
- C (VII-8)** : 確実な知見 Fact-Finding (F-F) の詳細が 5.2 で示された。証拠は必要ならば括弧内に示された。
- C (VII-9)** : 各 Part における F-F の小計 (sub-total) 数が Table VII-3 に示された。現在、古代メソポタミアについての 218 の確実な知見 (F-P) が本研究により（4古典法典の徹底的な解析によって）得られた。

**C (VII -10)** : 本研究で提案された仮説と理論を基礎にして 15 個のモデル (model) が提案された。

## 6. 総括

本研究の結果、ハンムラビ法典は以下の諸特質 character を持つことが明らかにされた。

1. ハンムラビ法典はそれ以前の慣習を単に法令化したものではない (**III -4.5.1**)。
2. ハンムラビ法典は過去の慣行を否定したり、改良した (**III -4.5.1**)。
3. ハンムラビ法典は先行法典 (UN, LI および E) を単純に集積したものではない (**III -4.5.2**)。
4. UN, LI および E 法典のある部分は H 法典に取り入れられている。しかし、この部分は H 法典のほんの一部分にすぎない (H law 中の 14% の条文) (**Table I -12**)。
5. ハンムラビ法典のすべての条文は完全に consistent ではなく、inconsistency が 1 対見いだされる (**III -4.5.1**)、(1 例) H8 と H6、(**Table III -9**)。
6. 法体系の完全性の視点からみると (**Table I -6**)、ハンムラビ法典は今日の法体系の原点である。
7. H 法典の法体系が超長期にわたって持続していることはこの法典の法的思想が人類にとっても共通であることを示す (**Table III -4.4.2**)。加えて、ハンムラビ法典は現代の法体系の偉大な祖先であると良く認識される。

特に (1) 法的手続き (訴訟) **C (III -8 参照)**

(2) 基本的人権 **C (III -25 参照)**

(3) 社会的弱者に対する保護 **C (III -24 参照)**

## 7. 文献

1. 上出健二、金沢工業会誌、p1-7 (2009)。(参考論文1)。
2. 上出健二、奈良産業大学「産業と経済」、第24巻、第3、4号、p87-136 (2010)、(参考論文2)。
3. 杉 勇：岩波歴史1、古代1、p6、岩波書店 (1969)。
4. Samuel Noah Kramer , ' In the World of Sumer, An Autobiography ' , Wayne State University Press, 1986.
5. Samuel Noah Kramer, 'The Sumerians ; their History, Culture, and Character' , The University of Chicago Press, 1963.
6. 飯島 紀、'ハンムラビ法典'、国際語学社、2002。
7. 小林 登志子、'シュメール 人類最古の文明'、中公新書、1818、2005。
8. Marc Van De Mieroop, King Hammurabi of Babylon, A Biography, Blackwell Pub., 2004.
9. K. Kamide, Journal of Social Science , Nara Gakuen Univ., vol.18, p49-86, 2017. [Part 0] .
10. K. Kamide, Journal of Social Science , Nara Gakuen Univ., vol.11, p113-145, 2014. [Part I ] .
11. K. Kamide, Journal of Social Science , Nara Gakuen Univ., vol.12, p107-148, 2015. [Part II ] .
12. K. Kamide, Journal of Social Science , Nara Gakuen Univ., vol.13, p215-293, 2015. [Part III ] .
13. K. Kamide, Journal of Social Science , Nara Gakuen Univ., vol.14, p251-302, 2016. [Part IV] .
14. K. Kamide, Journal of Social Science , Nara Gakuen Univ., vol.16, p119-195, 2016. [Part V] .

15. K. Kamide, Journal of Social Science , Nara Gakuen Univ., vol.17, p119-195, 2017. [Part VI] .
16. K. Kamide, Journal of Social Science , Nara Gakuen Univ., vol.19, p37-95, 2018. [Part VII] .
17. K. Kamide, Journal of Social Science , Nara Gakuen Univ., vol.21, p146, 2019. [Part VIII] .
18. K. Kamide, Journal of Social Science , Nara Gakuen Univ., vol.21, p47-69, 2019. [研究ノート] .
19. K. Kamide, Journal of Social Science , Nara Gakuen Univ., vol.22, p21-49, 2020. [Part IX] .
20. K. Kamide, Journal of Social Science , Nara Gakuen Univ., vol.23, p81-108, 2021. [PartX] .

